

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 令和6年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和6年度教育行政執行方針
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 同意第 1号 副町長の選任について
- 日程第 6 議案第 1号 表彰について
- 日程第 7 議案第 2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 8 議案第 3号 会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備について
- 日程第 9 議案第 4号 旅費の見直しに伴う関係条例の整備について
- 日程第 10 議案第 5号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 11 議案第 6号 遠軽町行政組織条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 7号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 8号 遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 9号 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 10号 遠軽町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 11号 遠軽町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 12号 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 13号 遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 14号 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 15号 遠軽町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 16号 遠軽町総合計画審議会条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 17号 遠軽町障害者及び障害児移動支援事業条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 18号 遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 19号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

- に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 令和 5 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 令和 5 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 令和 5 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 令和 5 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 令和 5 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 8 号 令和 6 年度遠軽町一般会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 令和 6 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 0 号 令和 6 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 1 号 令和 6 年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 2 号 令和 6 年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 3 号 令和 6 年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第 3 9 一般質問
- 日程第 4 0 議案第 2 号 遠軽町犯罪被害者等支援条例の制定について  
（付託案件） （民生常任委員会審査報告、令和 5 年第 8 回定例会付託）
- 日程第 4 1 議案第 3 4 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 4 2 議案第 3 5 号 令和 5 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 日程第 4 3 議案第 3 6 号 令和 5 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 4 議案第 2 8 号 令和 6 年度遠軽町一般会計予算  
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 5 議案第 2 9 号 令和 6 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算  
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 6 議案第 3 0 号 令和 6 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算  
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 7 議案第 3 1 号 令和 6 年度遠軽町介護保険特別会計予算  
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 8 議案第 3 2 号 令和 6 年度遠軽町水道事業会計予算  
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 9 議案第 3 3 号 令和 6 年度遠軽町下水道事業会計予算  
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 5 0 意見案第 1 号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化

日程第 5 1

を求める意見書  
議員派遣について

## 令和6年第2回

### 遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和6年3月7日（木）午前10時00分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名について  |
| 日程第 2  |         | 会期の決定について   |
| 日程第 3  |         | 令和6年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和6年度教育行政執行方針                       |
| 日程第 4  | 諮問第 1号  | 人権擁護委員候補者の推薦について  |
| 日程第 5  | 同意第 1号  | 副町長の選任について  |
| 日程第 6  | 議案第 1号  | 表彰について  |
| 日程第 7  | 議案第 2号  | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について                          |
| 日程第 8  | 議案第 3号  | 会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備について                           |
| 日程第 9  | 議案第 4号  | 旅費の見直しに伴う関係条例の整備について                                      |
| 日程第 10 | 議案第 5号  | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第 11 | 議案第 6号  | 遠軽町行政組織条例の一部改正について  |
| 日程第 12 | 議案第 7号  | 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                               |
| 日程第 13 | 議案第 8号  | 遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について                              |
| 日程第 14 | 議案第 9号  | 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について                                     |
| 日程第 15 | 議案第 10号 | 遠軽町介護保険条例の一部改正について  |
| 日程第 16 | 議案第 11号 | 遠軽町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について                                 |
| 日程第 17 | 議案第 12号 | 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について                                      |
| 日程第 18 | 議案第 13号 | 遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について                                    |
| 日程第 19 | 議案第 14号 | 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一                                |

部改正について

- 日程第20 議案第15号 遠軽町水道事業給水条例の一部改正について  
日程第21 議案第16号 遠軽町総合計画審議会条例の一部改正について  
日程第22 議案第17号 遠軽町障害者及び障害児移動支援事業条例の一部改正について  
日程第23 議案第18号 遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第24 議案第19号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第25 議案第20号 遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
日程第26 議案第21号 工事請負契約の変更契約の締結について  
日程第27 議案第22号 工事請負契約の変更契約の締結について  
日程第28 議案第23号 令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）  
日程第29 議案第24号 令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第30 議案第25号 令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第31 議案第26号 令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第32 議案第27号 令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）

---

◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本 信一 君	15番	竹中 裕志 君
	1番	白幡 隆一 君	2番	秋元 直樹 君
	3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君
	5番	渡部 正騎 君	6番	戸松 恵子 君
	7番	山本 悟 君	8番	佐藤 昇 君
	9番	佐藤 登 君	10番	山谷 敬二 君
	11番	前島 英樹 君	12番	佐藤 和徳 君
	13番	渡辺 清夏 君	14番	今村 則康 君

---

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木 修一 君	教育長	佐藤 祐治 君
代表監査委員	村瀬 光明 君	農業委員会会長	石丸 博雄 君

---

◎説明員

副町長	舟木 淳次 君	総務部長	鈴木 浩 君
民生部長	堀嶋 英俊 君	経済部長	澤口 浩幸 君
経済部技監	内野 清一 君	総務課長	堂前 政好 君
情報管財課長	吉岡 秀利 君	企画課長	中原 誉 君
財政課長	今井 昌幸 君	税務課長	二瓶 雄介 君
ジオパーク推進課長	松村 愉文 君	保健福祉課長	岩井 誠志 君
保健福祉課参事	大柳 京美 君	住民生活課長	古賀 伸次 君
子育て支援課長	太田 貴幸 君	農政林務課長	広瀬 淳次 君
商工観光課長	大西 公太 君	建設課長	井上 隆広 君
建設課参事	米谷 克美 君	水道課長	大川 寿雄 君
水道課参事	小野寺 悟 君	生田原総合支所長	今泉 郁夫 君
生田原総合支所参事	大泉 勝義 君	丸瀬布総合支所長	加藤 政勝 君
丸瀬布総合支所参事	倉内 健一 君	白滝総合支所長	村上 裕和 君
白滝総合支所参事	長原 裕一 君	会計管理者	奥山 隆男 君
総務課長	西 聡 君	社会教育課長	水野 徹 君
選挙管理委員会事務局長	堂前 政好 君	監査委員事務局長	成中 克也 君
農業委員会事務局長	広瀬 淳次 君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺 正彦 君	事務局参事	成中 克也 君
事務局係長	田中 郁美 君		

---

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和6年第2回遠軽町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、佐藤教育長、村瀬代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和5年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第39までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡申し上げます。

以上で報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、8番佐藤議員、12番佐藤議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和6年第2回遠軽町議会定例会の会期につきましては、

3月1日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月15日までの9日間と決定いたしました。

なお、3月9日、10日の2日間は、休日のため休会とし、3月11日から3月14日までの4日間は、予算審査のため休会といたします。

追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、3月13日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月15日までの9日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月15日までの9日間とすることに決定しました。

---

### ◎日程第3 令和6年度施政執行方針及び提出案件要旨並び に令和6年度教育行政執行方針

○議長（杉本信一君） 日程第3 令和6年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和6年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和6年第2回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、令和5年第8回遠軽町議会定例会以降における行政について、御報告いたします。

まず、遠軽町子ども屋内遊戯施設についてであります。子育て世代が楽しめる屋内の遊び場として、12月21日にオープンしました。安心して子育てをすることができる環境及び子どもを中心とした交流の場を提供するため、地ビールレストランふぁーらいとを大規模改修し、再活用した施設であり、オープン式典では関係者によるテープカットを行ったほか、多額の御寄附により設置したからくり時計の紹介や施設の愛称・キッズメトロの考案者に記念品を贈呈したところです。

次に、JR問題についてですが、本年度は、JR北海道が国土交通大臣の業務監督命令に基づいて取り組む集中改革期間5年間の最終年度であり、JR北海道は5年間の総括的検証を報告する中で、本年度中に示すとしていた抜本的な改善方策の提示について3年先送りにする方針を表明しました。

3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症拡大や、それに伴う行動制限、行動変容等により、生活面、観光面での利用が大幅に減少し、線区収支、輸送密度の目標未達が続く

中で、抜本的な改善方策の検討には至ることができなかつたためとされました。

町としましては、これまでオホーツク圏活性化期成会石北本線部会や遠軽町石北本線利用促進協議会を通じて、運賃の助成や車内での特産品販売などに取り組んできたところであり、2月8日には、沿線自治体の首長らと札幌市内の札幌駅前通地下歩行空間「チ・カ・ホ」で、通行人に対しパンフレットや特産品を配布するなど、石北本線の利用促進とオホーツクの冬の観光PRを行ってまいりました。

また、遠軽町芸術文化交流プラザは、JR遠軽駅の利便性向上にも資するものであり、石北本線を活性化する様々な取組に力を入れてきたところです。

抜本的な改善方策が先送りになる方針となりましたことから、今後も関係機関とより一層の連携を図り、石北本線の維持・存続のため粘り強くこの問題に対応してまいりますので、皆様の積極的な御利用をお願いいたします。

次に、北海道白滝遺跡群出土品の国宝指定伝達式についてであります。2月15日に北海道オホーツク教育局から、文部科学大臣が交付する国宝指定書の伝達を受けました。改めて国宝となった黒曜石の価値を日本中に広げ、地域振興にどのように結びつけていくかを様々な角度から検討してまいります。

次に、要望関係についてであります。2月19日及び20日に遠軽北見道路整備促進期成会として、関係省庁及び国会議員に対し、端野西道路区間の計画段階評価の早期着手に向けた緊急要望を行ってまいりました。遠軽北見道路は、地域と命をつなぐ路線として大変重要であり、早期全線開通について今後も引き続き要望を行ってまいります。

次に、2月25日に本町及び湧別町で開催されました湧別原野オホーツククロスカントリスキー大会についてであります。全国各地から参加した選手の皆さんが白銀の大雪原を走り抜けました。降雪不足の影響により、遠軽・湧別間での開催となった本大会ですが、地権者の皆様をはじめ、多くの関係団体の皆様や住民ボランティアの御協力により、無事に終了することができました。

次に、令和6年度予算をはじめ、関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方について申し上げます。

現在、我が国は、人口減少と少子高齢化による地域経済の縮小が進む中、労働力不足や後継者不足などの深刻な課題に直面しています。さらに、地域経済の縮小がさらなる人口減少と少子高齢化を招き、悪循環を加速させるおそれがあります。

また、3年以上の長きにわたって私たちの生活を一変させた新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に感染症法上の位置づけが5類に移行され、アフターコロナの到来を印象づけました。様々な制限が緩和されたことにより、社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、物価高騰等の影響を受け、地域経済は依然として厳しい状況にあります。

さらには、合併市町村の優遇策である地方交付税の合併算定替が終了し、私が会長を務める北海道合併市町連携会議の要望活動により大きな財源はもたらしたものの、地方交付税が減少していく中、遠軽町が歴史を刻み続け、未来を切り開いていくためには、しっか

りとした財政基盤の構築が何をおいても重要であります。

このような状況の中、遠軽町のまちづくりは、これまでの常識にとらわれない新しい発想で、世の中の変化や町民の皆様のニーズに的確に対応していくと同時に、合併前の厳しい財政状況に戻らないためにも、より一層の事務の効率化や施設の統廃合などの行財政改革に確実に取り組んでいかなければなりません。

このことから、令和6年度におきましても、常に危機感を持ち、財政秩序を保ちながらまちづくりを展開していくとともに、「元気で愛情あふれるまちづくり」の実現に向け、町民の皆様と共に考え、共に行動し、柔軟な発想と創意工夫、責任と決断をもって町政に取り組んでまいります。

また、山積する課題への対応はもとより、ポストコロナの時代における新しい生活様式や働き方、価値観などを踏まえながら、地場産業の振興、医療・福祉・教育などの充実や移住・定住を促進し、人口減少を最小限に抑制するとともに、社会資本整備など大型案件の事業にも引き続き取り組み、第2次遠軽町総合計画の将来像である「森と清流 つくる・つながる にぎわいのまち」を目指してまいります。

このため、令和6年度予算は、災害時の対策本部ともなる役場と遠軽地区広域組合を一体とした新庁舎の整備や、令和6年度が最終年度となる遠軽地区都市再生整備計画事業、また、遠軽小学校及び東小学校の長寿命化改修事業などを進めるとともに、第2次遠軽町総合計画が令和6年度をもって期間終了となることから、将来のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、次期総合計画を策定するために必要な予算を計上したところです。

また、第1次産業をはじめとした担い手や雇用を確保し、地域資源を生かした産業の充実、遠紋地域の中心地としての役割を果たすため、医療の確保と教育の充実など、将来にわたり住み続けたいと思うまちづくりを基本として予算編成を行ったところであります。

次に、令和6年度に実施します主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目の「人と自然に思いやりのあるまちづくり」については、自然を守り、自然に生かされていることを認識し、人と自然に思いやりのあるまちづくりに取り組んでまいります。

また、道路、交通などについて、自然にかけている負荷を少しでも減らしつつ、利用者の安全性や利便性に配慮しながら、安全かつ快適に利用できるよう整備を行ってまいります。

森林については、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化防止、さらに木材の生産などの多面的機能を有していることから、大切な自然環境を守りつつ、木材利用を進め、持続可能な森林整備を行ってまいります。

河川整備については、景観や生態系の保全、都市における潤いと安らぎを与える空間としつつ、災害に強い河川づくりを行ってまいります。

なお、道河川の整備については、生田原川において、国道242号荒瀬橋下流の河道整

備が予定されています。

国の直轄河川の整備については、湧別川において、遠軽自動車学校側いわね大橋下流から36号樋門までの堤防補強工事が予定されています。

町道整備については、生活道路の安全性や居住環境の整備に配慮するとともに、緊急度を考慮し、道路改良舗装工事を実施してまいります。

また、交流人口の増加など地域経済の活性化に大きく期待される旭川・紋別自動車道及び命の道路とも言える遠軽北見道路の整備については、引き続き関係機関に要請を行ってまいります。

道道の整備については、遠軽停車場線の無電柱化に係る工事及び遠軽雄武線道路拡幅工事が予定されています。

また、上武利丸瀬布線において、さけますふ化場付近の道路整備が予定されています。

公共交通については、人口減少と少子高齢化が進む中、町民の暮らしに必要な移動手段を確保する交通ネットワークの構築が重要であることから、同じような生活圏を持つ湧別町及び佐呂間町と連携し、持続可能な地域公共交通の在り方について、専門家のアドバイスを交え、調査・検討を継続してまいります。

民間バスについては、事業者に対する運行補助を行うとともに、生田原地域においては、デマンド型乗合タクシーを引き続き運行し、利便性の向上に努め、生活に欠かせない公共交通の確保に取り組んでまいります。

また、JR瀬戸瀬駅については、今後も通学利用の見込みがあるため、引き続き町で維持管理をしていくとともに、石北本線の利用促進を図ってまいります。

二つ目の「安全・安心で住みごこちの良い暮らしの場づくり」については、住まいや暮らしを取り巻く生活環境の充実により、心地よい暮らしの場としての役割をさらに向上させてまいります。

また、快適性や利便性を向上させる一方で、各種災害、犯罪などの様々な危険に対する備えを充実し、安全・安心な暮らしの場づくりを進めてまいります。

住宅環境の向上については「住生活基本計画」及び「町営住宅長寿命化計画」に基づき、生田原地域では北区団地公営住宅解体工事、遠軽地域では川岸団地公営住宅長寿命化改修工事、学田団地公営住宅解体工事、丸瀬布地域ではフレッシュ若葉特定公共賃貸住宅長寿命化改修工事、水谷団地解体工事、白滝地域では中央団地公営住宅長寿命化改修工事、西区団地公営住宅解体工事など、これからも地域に合った適切な管理を行ってまいります。

また、適切な管理がされず、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家等の対策を進めてまいります。

上下水道の充実については、送水管・配水管の更新を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

また、生活環境の改善や雨水、浸水対策を図るため、下水道管渠整備事業を進めてまい

ります。

防災体制の充実については、ここ数年で様々な対策を講じてきたところですが、今まで想定していない局所的な自然災害が、近年、全国各地で起きています。このため、道内でも先駆的な訓練として屈指の評価をいただいている、関係機関と連携した遠軽町災害対策本部図上訓練を実施し、災害対処能力の向上を図るとともに、防災対策に関する機能強化及び自助・共助など町民意識の高揚を図り、災害対応に必要な物品等を計画的に購入しながら、町民の安全確保に努めてまいります。

なお、土砂災害特別警戒区域である西町2丁目、山の手団地裏の急傾斜地については、北海道による崩壊防止対策工の整備が引き続き予定されています。

また、丸瀬布水谷町丸瀬川上流において、土石流対策工の整備が予定されています。

ごみ処理の充実については、持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量化、再利用・再資源化を進めるとともに、遠軽地区広域組合が主体となり、新たなえんがるリサイクルセンターの運営及び一般廃棄物最終処分場の整備を進めてまいります。

三つ目の「活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり」については、不安定な国際情勢を背景に、原油価格や生産資材価格の高騰、また、農産物の需要の落ち込み、慢性的な人手不足、さらに、異常気象や農作物の鳥獣被害など、町内の産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

そのような中、国や道、関係団体と連携を図りながら、活気と創造性にあふれた未来につながる産業づくりを進めてまいります。

本町の基幹産業である農業については、国・道の支援策を積極的に活用しながら、経営の継続を支援し、農業・農村環境の維持を図ってまいります。

農業担い手対策については、農業担い手対策協議会の下、町の奨励金はもとより、国・道の制度を活用しながら新規就農を推進していくほか、後継者の確保にも積極的に取り組んでまいります。

また、農業融資利子補給事業や農業資金貸付事業により、経営の継続、安定化に資するための助成を行い、農業者の経営改善に努めてまいります。

畜産関係では、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業を推進していくほか、計画的な飼料確保のため、畜産担い手育成総合整備事業に取り組んでまいります。

農業農村整備対策については、これまで行ってきた営農飲雑用水整備事業を継続するとともに、農地中間管理事業や多面的機能交付金を活用し、農村地区における永続的な農業経営につなげてまいります。

鳥獣被害防止対策については、遠軽町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会の協力を得ながら、エゾシカ、ヒグマなどの駆除・捕獲を行うとともに、電気柵の活用など、生産者の積極的な自己防衛を喚起しながら、農林産物の被害防止に努めてまいります。

林業の振興については、森林整備の推進をはじめ、人材育成・担い手確保対策、木材利用の促進、普及啓発活動など、森林環境譲与税を効果的に活用しながら進めていくととも

に、民有林振興対策事業などに対し助成を行い、関係団体と連携しながら、民有林及び町有林の適正な管理と整備を行ってまいります。

商工業の振興については、物価高騰により厳しい経済状況が続く中、地域経済の持続及び活性化を図るため、中小企業者に対する融資制度のほか、店舗や工場の整備に対する支援制度等により、遠軽町全域の商工業の発展を目指してまいります。

観光と物産の振興については、各地域で開催される観光イベントへの支援や、道の駅「遠軽森のオホーツク」をはじめとする観光施設の充実を図るとともに、「国宝」北海道白滝遺跡群出土品などの地域の魅力と資源を生かした特産品開発支援や、観光地づくりと地域ブランド化を推進してまいります。

四つ目の「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」については、町民誰もが最も住み慣れた場所で生涯を生き生きと健やかに暮らしたいと願っております。

そのためには、誰もが健康で生きがいを持ち、地域ぐるみで互いに支え合う、優しいまちづくりが必要であることから、地域ぐるみでのつながりや支援体制づくりなどを進めてまいります。

保健対策の充実については、健康診断や各種検診への参加を積極的に呼びかけ、病気の予防と早期治療を促すとともに、関係機関との連携を強化し、健康増進、保健予防の普及に取り組んでまいります。

地域医療の確保については、住み慣れた場所で安心して医療を受けられるよう、関係機関と連携を図り、産婦人科医師をはじめ医療機関や診療体制の確保に努めているところであります。

この春からは、遠軽厚生病院に2人目の産婦人科医師が着任することとなりますが、診療体制充実のため、引き続き医師確保に取り組んでまいります。

子育て環境の充実については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、遠軽町子ども・子育て会議における様々な議論を踏まえ、次世代育成への取組を推進してまいります。

また、大型遊具を配置した子ども屋内遊戯施設「キッズメトロ」の適切な運営に努めてまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持ちながら健康に暮らせる環境づくりを進めてまいります。

障がい者（児）福祉の充実については、障がいの有無にかかわらず、希望する地域での生活を続けられるよう関係団体と連携し、体制の整備を進めてまいります。

五つ目の「文化を守り、未来につなげるふるさとづくり」については、将来を担う人材を育てることは、長期的・継続的に取り組まなければならない重要な課題となっております。

地域特性を生かした個性あふれる学習など、地域ぐるみでふるさとを支える人づくりを進め、町民一人一人が心身ともに豊かな生活を送り、生き生きと暮らすことができるよ

う、子どもから高齢者まで、生涯を通じて自らの意思や意欲に応じた様々な学習ができる環境を整えてまいります。

さらに、地域内外との交流促進や各種文化財など地域の遺産の保全・活用を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、移住・定住の環境を整備し、未来につながるふるさとづくりを進めてまいります。

子ども教育の充実については、将来を担う人材とその人材を育てる教育環境の確保に努めるとともに、地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの「生きる力」と「郷土を愛する心」を育み、安全・安心に学習できる環境づくりに努めてまいります。

また、少子化が進む中、地域の教育力の低下を招かないためには、遠軽高等学校の5学級を維持することが非常に重要であり、町では、これまで同高に対し、学習面・部活動面での支援や通学者等に対する助成、下宿整備に係る補助などを実施してきたところです。

その結果、通学区域外からの生徒数が100人を超えるなど、同高の魅力化に対する成果が着実に表れてきており、引き続き同高に対する支援を行ってまいります。

家庭教育の充実については、「家庭・学校・地域」の連携強化や情報発信などの家庭教育の支援のほか、保護者を対象とした学習機会の提供を通じた交流事業の拡充に努めてまいります。

社会教育の充実については、生きがいのある人生を創造し、豊かな人づくり・つながりづくり・地域づくりを目指した生涯学習を推進するため、各世代が学べる学習機会の充実と情報発信、指導者や各団体の支援に努めてまいります。

芸術・文化活動の振興については、遠軽町芸術文化交流プラザを拠点として、芸術・文化活動を継承・拡大していくための事業展開を進めるとともに、各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めてまいります。

埋蔵文化財関係につきましては、昨年6月27日に「北海道白滝遺跡群出土品」1,965点が日本最古の国宝として指定を受けました。今後も「日本最古の国宝のまち 遠軽町」をPRするため、関係諸団体と連携し、さらなる文化の振興と観光による地域活性化の起爆剤となるよう、町全体で取り組んでまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実については、いつでも気軽にスポーツ活動に取り組める環境づくりを進め、スポーツ関係団体と連携し、各種スポーツ教室や大会の開催などの拡大を図ります。

また、えんがる球場やえんがる球技場などのスポーツ施設をはじめ、えんがるロックバレースキー場の夏季・冬季両面の利用促進と各種スポーツ大会・スポーツ合宿の受入れを推進し、交流人口の拡大に努めてまいります。

六つ目の「町民と町が気軽に対話できるまちづくり」については、協働のまちづくりを進めるには、町民と町との対話による相互理解が重要となっております。

このため、コミュニティ活動や自発的なまちづくり活動を促すとともに、様々な媒体や機会を通して、情報の共有や対話の機会をさらに充実させ、まちづくりに反映してまいり

ます。

また、町が自主性・自立性を発揮し、安全・安心の地域社会づくりや地方創生の取組を進めていくためには、効率のよい行財政運営と財政基盤の確立が不可欠であり、安定した財源の確保、とりわけ地方交付税の確保が重要であることから、今後とも安定した地方財源の確保を強く訴えていかなければならないと考えております。

行政改革については、令和3年度から5年間の第4次遠軽町行政改革大綱に基づき、常に変革する社会経済情勢や地域の課題、町民ニーズ等に柔軟に対応することのできる持続可能な自治体運営の確立を目指し、行政サービスの向上や事務事業の効率化などを進めるとともに、公共施設等総合管理計画による公共施設の統廃合等を重点的に取り組んでまいります。

また、庁舎移転に併せたDX化推進の取組として、文書管理システムを導入し、公文書の電子化及び電子決裁によるペーパーレス化を図るとともに、公文書の作成から廃棄に至るまでの流れを適正に管理し、業務のスリム化を図ってまいります。

国の防衛、災害派遣など重要な任務を持つ陸上自衛隊遠軽駐屯地については、国家の防衛のみならず、医療、福祉、教育などにおいても、本町のまちづくりに欠かすことのできない重要な役割を担っており、協働のまちづくりを推進するためにも関係団体と連携を図り、あらゆる機会を通じて、存置及び部隊増強に向け積極的に取り組んでまいります。

コミュニティ活動については、地域の活性化に重要な役割を担っていただいている自治会等のコミュニティ活動に対して積極的なサポートに努めてまいります。

以上、令和6年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げます。

次に、令和6年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は、公債費の増により、前年度比2.7%増、投資的経費は、マテリアルリサイクル推進施設建設などの補助事業費の減により、前年比13.5%減、その他の経費は、補助費等の増により、前年比0.8%増となり、総額では、前年比1.9%減の171億9,000万円としたところです。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計21億4,490万円、後期高齢者医療特別会計4億348万7,000円、介護保険特別会計20億9,155万円の3会計で46億3,993万7,000円とし、企業会計については、水道事業会計11億9,597万1,000円、下水道事業会計16億4,292万3,000円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた令和6年度予算は、前年比2.5%減の246億6,883万1,000円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、令和6年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ収入見込額を計上したところです。

町税については、個人町民税では、デフレ脱却のための総合経済対策の一環として、定額減税が実施されることなどから、前年比10.9%減と見込んだところです。

また、固定資産税では、土地及び家屋の評価替えの年ではありますが、大きな変動はなく、新築等の各種軽減の終了や償却資産の過去の動向を踏まえ、前年比0.5%増の前年並みとしております。

これによりまして、町税総額は前年比4.5%減の20億2,679万1,000円を計上したところでです。

地方交付税については、地方財政計画を参考に本町の独自要因を勘案し計上したところでです。

国庫支出金及び道支出金については、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところでです。

町債については、地方債計画により、今年度計画しております投資的事業等の財源として計上したところでです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、文書管理システム導入業務委託、新庁舎建設工事、遠軽高等学校通学者等助成、遠軽高等学校下宿整備事業補助、総合計画策定事業、岩見通南2～4丁目歩道整備や公共駐車場整備等の遠軽地区都市再生整備計画事業、ふるさと納税促進事業、ジオパーク推進事業に要する経費等を計上したところでです。

交通対策では、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、町営バス運行事業、紋別空港利用促進事業、地域公共交通確保対策事業に要する経費等を計上したところでです。

自治振興では、地域生活安全灯（LED灯）改修工事、住民活動支援事業、地域集会施設管理事業、安全安心まちづくり事業に要する経費等を計上したところでです。

民生費については、民生委員児童委員協議会や遺族会への補助、介護人材の育成や外国人介護職員人材確保に係る助成、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等の福祉施設の運営をはじめ、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援、高齢者、障がい者（児）の支援に要する経費、児童、乳幼児等への福祉施策、子ども・子育て支援事業に要する経費、子ども屋内遊戯施設管理運営に要する経費等を計上したところでです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊産婦健診事業、母子保健推進事業、予防接種事業、健康診査事業、地域医療対策として、湧別町及び佐呂間町との遠軽地区3町による遠軽厚生病院の不採算診療科に対する財政支援及び医療機器整備事業費補助、空き家等実態調査に要する経費、医科診療所及び歯科診療所運営に要する経費、一般廃棄物最終処分場整備に係る負担金及びし尿処理施設整備に係る負担金等を計上したところでです。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費等を計上したところでです。

農林水産業費の農業振興では、農作物栽培奨励事業、農業担い手対策事業、畜産関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、畜

産担い手育成総合整備事業、畜産関係団体助成事業、公共牧場管理事業、多面的機能支払事業、畑地帯総合整備事業、営農飲雑用水整備事業に要する経費等を計上したところで

す。

林業振興では、鳥獣被害防止対策事業、緑化推進事業、町有林整備事業、民有林振興対策事業、国産材需要開発センター木楽館管理事業、森林経営管理事業に要する経費等を計上したところで

す。

商工費については、商工関係団体の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業、商店街助成事業、企業振興促進助成事業、特産品等開発支援事業に要する経費等を計上したところで

す。

消費対策では、消費者被害防止を図るための経費等を計上したところで

す。

観光振興では、観光協会の運営を支援する経費、地域の観光イベントに対する補助経費等を計上したところで

す。

観光施設整備では、生田原コミュニティセンター大規模改修調査設計業務委託、山彦の滝階段改修工事、丸瀬布源泉送湯ポンプ更新工事、平和山公園階段改修工事、いこいの森キャンプ場木育看板設置工事、通路補修工事及び環境整備工事に要する経費等を計上したところで

す。

また、道の駅遠軽森のオホーツク関係では、指定管理に要する経費等を計上したところで

す。

土木費の橋梁関係では、橋梁点検業務委託、上白滝支湧別線共栄橋、水穂東5線東5線橋の長寿命化工事、道路関係では、南ヶ丘3条通、宮前1号通、安国源線道路改良舗装工事に要する経費等を計上したところで

す。

河川関係では、丸大川河川改修実施設計、佐竹川河川改修工事に要する経費等を計上したところで

す。

町営住宅関係では、川岸団地公営住宅、中央団地公営住宅及びフレッシュ若葉特定公共賃貸住宅の長寿命化改修工事に要する経費等を計上したところで

す。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動や遠軽地区広域組合事務局・消防本部、消防署の新庁舎整備に要する経費等を計上したところで

す。

防災対策事業では、災害時用備蓄品、災害対策本部図上訓練に要する経費等を計上したところで

す。

教育費については、学習環境の整備、学校教育における諸活動、小学校教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書の購入、中学校G I G Aスクール端末の更新、遠軽高等学校教育振興補助金として学級数維持・生徒確保を支援するための経費を計上したところで

す。

学校施設整備では、3か年計画の3年目となる東小学校長寿命化改修工事、遠軽小学校大規模改修工事に係る実施設計業務委託に要する経費を計上したところで

す。

学校給食関係では、給食食材の高騰に伴う児童生徒の給食費値上げ分を保護者負担軽減のため、給食費を据え置くための経費を計上したところで

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育関係団体や人材の育成、国宝「北海道白滝遺跡群出土品」を収蔵する埋蔵文化財センター管理運営経費、遠軽町芸術文化交流プラザ指定管理料を計上するほか、施設に隣接するＪＲ遠軽駅前北側駐車場の整備工事に要する経費を計上したところです。

図書館関係では、各図書館（室）間の連携を図り、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、遠軽町図書館を中心に親しまれる図書館（室）として管理運営するための経費を計上したところです。

社会体育関係では、遠軽地域社会体育１９施設の指定管理料、健康増進や体力づくりに要する経費、各スポーツ団体の支援及びスポーツ合宿誘致活動に要する経費のほか、えんがる球場バッティングゲージの更新など、施設の維持管理に要する経費を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、国民健康保険制度改革による令和１２年度全道統一保険料に向けた段階的な税率改正を行うとともに、引き続き町民の健康維持増進のため、特定健診や保健指導等を積極的にを行い、生活習慣病予防等に努め、医療費の適正化に取り組んでまいります。

歳入については、国民健康保険税、道支出金、一般会計からの繰入金等を計上し、保険財政の安定、被保険者間の不公平感が生じないよう国民健康保険税の収納向上に努めてまいります。

また、歳出については、療養給付費、高額療養費、保険事業費納付金及び特定健康診査等に係る経費等を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者４，０７１人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、同広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、第９期介護保険事業計画の１年目となりますので、計画に沿って事業を執行してまいります。

歳入では、保険料収入について、第１号被保険者を６，９７０人と見込み、また、国・道支出金、支払基金交付金等を計上し、歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費等を計上したところです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、給水戸数を８，９２６戸と予定し、収益的収入では、水道料金等６億２，８４１万５，０００円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として６億６，２９０万９，０００円を計上したところです。

また、資本的収入では、企業債、工事負担金等３億１，２５６万４，０００円、資本的支

出では、豊里44号道路水道管移設工事、国道242号（豊里）水道管布設替工事、清川浄水場機械設備更新工事及び企業債償還金等として5億3,306万2,000円を計上したところです。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、排水戸数を7,000戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料等10億5,646万2,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として10億3,964万円を計上したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等3億65万7,000円、資本的支出では、国道242号（寿町）公共下水道工事、国道242号（学田2丁目）公共下水道工事などの管渠工事、個別排水処理施設整備工事及び企業債償還金等として6億328万3,000円を計上したところです。

なお、個別排水処理事業特別会計については、地方公営企業法の適用により、企業会計に移行し、下水道事業会計に統合しております。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の任期満了に伴い、後任の委員の候補者を推薦いたしたく、議会の議決を求めるものです。

同意第1号副町長の選任については、現副町長の任期満了に伴い、後任の副町長を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第3号会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備については、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関する規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第4号旅費の見直しに伴う関係条例の整備については、社会情勢の変化に伴い、旅費の見直しを行うため、本条例を定めるものです。

議案第5号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理については、町が指定する居宅介護支援事業者等の基準等を改正するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町行政組織条例の一部改正については、ジオパークに関する事務分掌を総務部から経済部に異動するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、えんがる

リサイクルセンターの供用開始に伴い、廃棄物処理扱いの区分を変更し、及び清掃手数料を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第 9 号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険制度改革による令和 1 2 年度統一保険料率に向けて、遠軽町国民健康保険財政の安定化を目的に、保険料率を改定するほか、普通徴収による納期を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第 1 0 号遠軽町介護保険条例の一部改正については、第 9 期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率を改定するほか、普通徴収による納期を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第 1 1 号遠軽町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、後期高齢者医療の保険料に係る普通徴収による納期を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第 1 2 号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第 1 3 号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正については、伊吹高原団地愛棟の解体に伴い、関係規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第 1 4 号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、遠軽町公共下水道事業の事業計画の変更に伴い、排水人口を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第 1 5 号遠軽町水道事業給水条例の一部改正については、水道法の一部改正に伴い、所掌事務の移管に係る所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第 1 6 号遠軽町総合計画審議会条例の一部改正については、遠軽町総合計画審議会の組織を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第 1 7 号遠軽町障害者及び障害児移動支援事業条例の一部改正については、障害者及び障害児移動支援事業の利用手数料の額を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第 1 8 号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正については、町が指定する地域密着型サービス事業者の申請者の資格に関する規定を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第 1 9 号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、情報通信技術の導入・活用に対応できるよう所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第 2 0 号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第 2 1 号及び議案第 2 2 号の工事請負契約の変更契約の締結については、令和 5 年度野上通野上橋長寿命化工事及び令和 5 年度南丸瀬布線共栄橋長寿命化工事について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第23号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、地方譲与税、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、道支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、町債などについて、事務事業の確定等により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意志に添いまして、それぞれ目的の基金に積立てをするものです。

歳出については、ふるさと納税寄附金の増加に伴う報償費等、公共施設等原油価格高騰対策助成金、公共施設等物価高騰対策助成金、牧野資材価格高騰負担軽減助成金、安国地区道営土地改良事業負担金、小中学校に空調設備を設置するための学校施設環境改善工事等を計上するとともに、新庁舎建設地等整備工事、バストス市姉妹都市盟約50周年記念事業、地域拠点施設整備事業、生活安全灯管理事業、出産・子育て応援商品券発行業務委託料、新型コロナウイルスワクチン接種事業、遠軽地区広域組合負担金、白滝支湧別地区営農飲雑用水整備工事、造林事業請負費、橋梁長寿命化設計業務委託料、小型除雪車購入費、安国源線踏切拡幅設計業務負担金、東小学校長寿命化改修工事等の減額については、執行精査等により補正するものです。

議案第24号令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、介護サービス等給付費、介護予防サービス等事業費及び介護給付準備基金積立金を精査し、補正するものです。

議案第25号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）については、個別排水処理施設整備工事等を精査し、補正するものです。

議案第26号令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第27号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）については、事務事業の執行精査により、補正するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます、令和6年度施政執行方針及び提案案件要旨の説明といたします。

○議長（杉本信一君） 11時05分まで、暫時休憩といたします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時03分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

佐藤教育長。

○教育長（佐藤祐治君） ー登壇ー

令和6年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御

理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年5月8日に、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ移行された後、教育委員会としましては、実情に合わせた感染症防止対策に取り組みながら、子どもたちをはじめ、全町民の多様な「学びの保障」に努めてまいりました。

少しずつコロナ禍前の姿が取り戻される中、本町の教育の目指す姿であります「主体的に学び 生きる力を身につける人を育てる」の具現化に向け、引き続き、学校・家庭・地域の皆様と連携を図りながら、活力ある持続可能な教育行政の推進に努めてまいります。

さて、本町が所蔵する重要文化財北海道白滝遺跡群出土品について、昨年6月27日に、文部科学省告示により「国宝」に指定されました。このたび指定を受けた出土品1,965点は、日本の旧石器時代の石器製作の変遷や各種石器の組合せを示す資料として歴史的価値が評価されたもので、旧石器時代の資料としては初の「国宝」指定であり、日本最古の「国宝」となりました。これもひとえに、郷土史研究家の遠間栄治氏をはじめとする、長年にわたる調査研究関係者の皆様方と文化財や地域に対する愛着と保護活動を進めていただいた方々の御尽力のたまものであり、改めて深くお礼申し上げます。

今後も地域の宝である貴重な文化財を後世に守り伝えていくとともに、白滝ジオパークの活動と併せ、さらなる教育・文化活動への活用はもとより、観光振興、地域活性化の新たな起爆剤としながら、持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

次に、令和6年度に実施します主な施策について、学校教育から申し上げます。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、急激に変化する時代の中で、「育み・創り・愛し・励む心で、永遠に輝く遠軽町」のもと、学び合う児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが学校教育の重要な役割です。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、さらに連携を幼保、高校へと広げ、学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところです。

教育委員会としましては、その連携を基にして『知育』・『徳育』・『体育』のバランスの取れた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。

まず、「知育」につきましては、育成すべき資質・能力として、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く「知識・技能」の習得に努めてまいります。

第二には、習得した「知識・技能」を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実と情報活用能力や問題発見・解決能力等の育成により、「思考力・判断力・表現力等」を育ててまいります。

第三には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が、広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や

自然遺産、人材などの教育資源を活用し、「学びの質」を高め、「学びに向かう力、人間性等」を育成してまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の「豊かな心」を育てるために、基盤となる道徳教育において、教科道徳の授業を核とし、多様な体験活動を通して、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、「豊かな人間性」を培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、さらには地域社会と連携を図りながら、一人一人の「豊かな感性」を育ててまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健やかな体」を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、運動やスポーツに自己の適性に応じた関わりを持ち、社会教育とも連携し、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

次に、学校教育の重点事項について申し上げます。

1点目に、「安全教育」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、日常における安全確保のために必要な「主体的に行動する態度」を育成するとともに、「自助・共助・公助」の視点から安全教育の組織的な取組を推進してまいります。

2点目に、「生徒指導」につきましては、「遠軽町いじめ防止基本方針」により、いじめや不登校の未然防止と早期解消、ネットトラブルへの対応、情報モラルの育成、薬物乱用や性の問題行動などについて、家庭・地域・関係機関等との連携・協力を密にし、開かれた生徒指導体制の充実に努めてまいります。

3点目に、「特別支援教育」につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、共生社会の形成に向けて、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

4点目に、「ICT教育」につきましては、「GIGAスクール構想」で配備した、児童・生徒の1人1台端末を活用し、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のための授業改善と、クラスの児童・生徒を誰一人取り残さないよう効果的なICT教育の推進に努めてまいります。

5点目に、「信頼される学校」につきましては、学校と保護者や地域が連携・協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支えるため、学校運営協議会を中心に「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。また、教職員には、各種研修などへの参加を促進するほか、児童・生徒・保護者・地域の方々との信頼関係を深められるよう、法令の遵守、服務規律の徹底に努めてまいります。

6点目に、「働き方改革」につきましては、教員が専門職としての知識・技能を学び、資質・能力の向上を図りながら、子ども一人一人の学びを引き出す教員としての役割を果たすため、健康で生き生きとやりがいを持って勤務し、学校教育の質を高められる環境の構築を目指し、学校における働き方改革を推進してまいります。

7点目に、「高等学校への支援」につきましては、町内唯一の高等学校である北海道遠

軽高等学校に対し、魅力ある学校づくりを支援するため、学力向上・学級数維持・生徒確保の取組を支援してまいります。

8点目に、「食育」につきましては、「地産地消」を推進し、安全・安心な学校給食の提供を図りながら、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に「食」に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるよう努めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校の教育振興につきましては、英語指導助手の配置、小学校教科書改訂に伴う社会科副読本の作成及び教師用教科書・指導書の購入、南中学校瀬戸瀬線のスクールバス車両の更新を実施してまいります。

I C T教育につきましては、G I G Aスクール構想に基づく1人1台端末の全中学校分の端末更新、小学校教科書改訂に伴う指導者用デジタル教科書の導入、小・中学校の校内通信ネットワークにおける通信状況やトラブルを把握するための校内ネットワークアセスメント業務委託など、I C T教育推進のための環境整備を実施してまいります。

就学援助費につきましては、新入学児童生徒学用品費を入学前に支給するとともに、認定児童・生徒の保護者に対して援助してまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、3か年計画の最終年となる東小学校長寿命化改修工事、令和5年度の繰越事業となる各小中学校空調設備設置工事、また、令和7年度から2か年計画で実施する遠軽小学校大規模改修工事を行うための実施設計業務委託など、安全・安心な学校づくりと学校施設の環境整備を実施してまいります。

教職員の住宅環境の整備につきましては、西町にある教職員住宅の屋根塗装工事を実施してまいります。

高等学校の支援につきましては、北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援、また、学級数維持、生徒確保を支援するための補助を実施してまいります。

学校給食につきましては、南小学校給食室スチームコンベクションオープンの更新、学校給食献立システムの更新、老朽化した施設の修繕など、安全・安心な給食を提供するための環境整備を実施するほか、高騰する給食食材費の影響による児童・生徒の給食費値上げ分を据え置くための賄材料費を追加計上し、保護者負担を軽減してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

少子化による人口減少、高齢化、グローバル化や情報化の進展など、社会が大きく変化する中、人生100年時代を一人一人が豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくりを進めるため、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を通じた多様で複雑化する課題の解決に向けた取組が求められております。

本町においては、令和4年度から令和8年度における「第4次遠軽町社会教育中期計画」において、人々が学習活動、文化・スポーツなどを通じて生きがいを創造し、豊かな「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を目指すことを社会教育目標達成の新たな視点としており、社会教育の重点事項として取り組んでまいります。

1点目の「人づくり」につきましては、自主的な学びを通じて、目的や意識を持って学ぶ人づくりのための環境整備が必要であり、学びや活動を通して自ら考え、よりよい地域づくりのために貢献できる人づくりに取り組んでまいります。

2点目の「つながりづくり」につきましては、地域住民がつながり合うことで互いを刺激し合うことがお互いの成長につながります。人と人、地域と地域が学びの中からつながり合うことで、将来の地域を担うための人材づくりに取り組んでまいります。

3点目の「地域づくり」につきましては、地域づくりは一体感が大切です。このため、地域住民一人一人が自分のこととして「わがマチ」のことを考え、地域を知り、学び、生かすためにも今ある地域資源の活用に取り組んでまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携の下、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努めてまいります。

あわせて、家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、今後も家庭の教育力向上を推進するため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

また、成人教育やシニア教育の活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を実施してまいります。

芸術・文化活動の振興につきましては、遠軽町芸術文化交流プラザを拠点として、活動や発表の機会、交流の場の充実に努めるとともに、文化の伝承と次代を担う人材の育成など、団体が連携し、活動の活性化を図るための支援を実施してまいります。

学校部活動の地域移行につきましては、文化庁及びスポーツ庁が定める「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」において、令和5年度からの3年間を改革推進期間と位置づけており、休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に取り組むこととしております。

本町では、令和5年12月より「遠軽町部活動地域移行検討協議会」を立ち上げ、町内児童生徒の部活動の環境構築、地域における子どもたちの活動の場確保及び教職員の働き方改革の実現を図る観点から、学校における部活動の段階的な地域移行に向けた課題に取り組んでまいります。

文化財につきましては、「北海道白滝遺跡群出土品」が昨年6月27日に、日本最古の国宝として指定されたことから、貴重な資料の保管・展示を行う遠軽町埋蔵文化財センターのさらなる活用と、火山活動による黒曜石誕生の過程を紹介・展示する遠軽町白滝ジオパーク交流センターと連携し、本町の文化財保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、建設後30年以上経過するものも多くあるため、今後も社会教育施設長寿命化計画に基づき整備を進めるほか、町の行政改革推進に基づく施設の統廃

合も含め、取り組んでまいります。

4 図書館・室につきましては、利用者ニーズに応えた図書の充実や歴史的な地域資料の収集、保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、町民の読書習慣を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営に努めてまいります。

また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を生かし、本年度も引き続き支援してまいります。

スポーツの振興につきましては、町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを関係団体との連携・協力の下、開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携を図り、各種スポーツ大会やスポーツ合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設につきましては、NPO法人遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、従前より休館日・開館時間の見直しや自主事業の取組など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も引き続き利用者サービスの向上に努めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和6年度教育行政の方針といたします。

---

#### ◎日程第4 諮問第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） —登壇—

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、小笠原まり氏が令和6年3月31日、岩田ふじ子氏、山本美栄子氏及び工藤敏広氏が令和6年6月30日をもって任期満了となるため、次の方々を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町南町2丁目6番地23。氏名、小笠原まり氏。生年月日、昭和29年12月1日。住所、遠軽町清川38番地34。氏名、平出寿氏。生年月日、昭和32年8月27日。住所、遠軽町丸瀬布西町3番地7。氏名、山本美栄子氏。生年月日、昭和30年1

2月20日。住所、遠軽町丸瀬布水谷町68番地72。氏名、鈴木幹雄氏。生年月日、昭和33年9月30日であります。

以上の方々は、人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方々でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページ以降の参考資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第5 同意第1号

○議長（杉本信一君） 日程第5 同意第1号副町長の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

---

午前11時27分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

同意第1号副町長の選任について御説明いたします。

遠軽町副町長、舟木淳次氏が令和6年3月31日をもって任期満了となるため、別紙の方を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

別紙を御覧願います。

住所、遠軽町大通北7丁目2番地13。氏名、澤口浩幸氏。生年月日、昭和38年4月16日であります。

なお、本人の略歴につきましては、参考資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終わります。  
これより、同意第1号副町長の選任についてを採決いたします。  
本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。  
暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

---

午前11時28分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

---

#### ◎日程第6 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第6 議案第1号表彰についてを議題とします。  
提出者の説明を求めます。  
堂前総務町長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第1号表彰について御説明いたします。  
遠軽町表彰条例第2条の規定により、次のとおり表彰することについて、議会の議決を  
求めるものであります。

遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、森林公園いこいの森鉄  
道車両整備資金として100万円の御寄附をいただきました、東京都杉並区堀ノ内1丁目  
5番3号、岩崎正敏様。森林公園いこいの森鉄道車両整備資金として100万円の御寄附  
をいただきました、東京都渋谷区神宮前5丁目38番10号、井門義博様。産業振興資金  
として35万円の御寄附をいただきました、東京都世田谷区太子堂5丁目26番15号、  
米澤香子様であります。

以上、社会功労3件につきまして、遠軽町表彰条例に基づき、表彰いたしたく提案する  
ものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終わります。  
これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第2号

○議長(杉本信一君) 日程第7 議案第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長(堂前政好君) 議案第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について御説明いたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項を整理するため提案するものであり、条文の規定内容に変更はなく、条項の整理となっております。

次のページ、別紙を御覧願います。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

この条例は、全3条の構成となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次ページの参考資料を御覧願います。

第1条関係は、遠軽町監査委員条例の一部改正であり、第5条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めるものであります。

第2条関係は、遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正であり、第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものであります。

次のページを御覧願います。

第3条関係は、遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正であり、第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改め、第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改めるものであります。

別紙に戻っていただき、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第8 議案第3号

○議長(杉本信一君) 日程第8 議案第3号会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長(堂前政好君) 議案第3号会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備について御説明いたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関する規定を整備するため、本条例を定めるものであります。

会計年度任用職員に対する勤勉手当は、これまで地方自治法の規定により、支給することができない手当とされていましたが、同法の一部改正により、勤勉手当を支給することが可能となったため、関係条例を整理し、令和6年度から勤勉手当を支給するものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例であります。

この条例は、全3条の構成となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料を御覧願います。

第1条関係は、遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第2条は、会計年度任用職員の給与に関する規定であり、給与の範囲に勤勉手当を加えるものであります。

第12条の2は、第12条の次に1条を加えるもので、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当として、支給対象及び支給割合を規定するものであり、支給対象は、任期が6か月以上とし、支給割合は、6月期及び12月期、それぞれ100分の40とし、年間の支給割合を0.8月とするものであります。

第21条の2は、第21条の次に1条を加えるもので、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当として、支給対象及び支給割合を規定するものであり、支給対象は、任期が6

か月以上で、かつ1週間当たりの平均勤務時間が23時間15分以上とし、支給割合は、6月期及び12月期、それぞれ100分の40とし、年間の支給割合を0.8月とするものであります。これよりまして、期末手当及び勤勉手当を合わせた年間の支給割合は1.75月となるものであります。

次のページを御覧願います。

第2条関係は、遠軽町職員の育児休業等に関する条例、次の第3条関係は、遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であり、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴い、それぞれ条文を整理するものであります。

別紙の2ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第4号

○議長（杉本信一君） 日程第9 議案第4号旅費の見直しに伴う関係条例の整備についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第4号旅費の見直しに伴う関係条例の整備について御説明いたします。

本案は、社会情勢の変化に伴い、旅費の見直しを行うため提案するものであります。

職員が公務ため旅行する際の旅費につきましては、平成17年10月の4町村合併以降、支給額の見直しを行っていないことから、国の支給額を踏まえ、旅行の実態やオホーツク管内の市町村などの支給状況などを参考として見直しを行うものであります。

見直しの基本的な方針としましては、本町の旅費は、給与や休暇制度と同様に国に準じており、これを継続するとともに、日当、宿泊料及び食卓料は、国で実施しております職に応じた定額とし、併せて議会議員及び非常勤特別職の費用弁償につきましても見直しを

行うため、本案において関係条例を整理するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

旅費の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例であります。

この条例は、全3条の構成となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、4ページの次の参考資料を御覧願います。

第1条関係は、遠軽町職員の旅費に関する条例の一部改正であります。

第11条は、鉄道賃に関する規定であり、特急及び座席指定の利用要件を緩和するものであります。これまで特急は、原則、距離に応じて利用できるものでありましたが、距離にかかわらず特急を利用できるものとし、また、座席指定につきましては、経済的な理由のほか、座席の確保が困難と認められる場合には利用できるよう改めるものであります。

第13条は、航空賃に関する規定であり、公務上必要があるときは、普通席よりも上位の座席の旅客運賃とすることができるよう改めるものであります。

第14条は、車賃に関する規定であり、旅行の実態に合わせ、文言を整理するものであります。

第15条は、日当に関する規定であり、第2項は文言の整理、また、第3項は、公用車を運転する者の日当の加算について、用務地がオホーツク管内または管外に応じて加算の割合を改めるものであります。

第16条は、宿泊料に関する規定であり、第2項の道外の宿泊料は、別表第1に規定することから、同項を削り第3項を繰り上げるものであります。別表第1は、支給区分を町長、副町長、教育長、そして一般職員の二つに分けるとともに、日当、宿泊料及び食卓料の額をそれぞれ規定するものであります。

町長、副町長、教育長については、日当を2,600円とし、宿泊料は、札幌市を除く道内の市町村1万1,800円、札幌市1万3,000円、政令指定都市を除く道外の市町村1万7,700円、東京都特別区及び札幌市を除く政令指定都市1万9,500円とし、食卓料を午前5時30分前に出発900円、午後8時以降に到着1,700円に改め、一般職員につきましては、日当を2,200円とし、宿泊料は、札幌市を除く道内の市町村9,800円、札幌市1万1,000円、政令指定都市を除く道外の市町村1万4,700円、東京都特別区及び札幌市を除く政令指定都市1万6,500円とし、食卓料は、午前5時30分前に出発700円、午後8時以降に到着1,500円に改めるものであります。

次に、4ページを御覧願います。

第2条関係は、遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。

別表の日当、宿泊料及び食卓料をそれぞれ改正するものであり、日当を2,600円とし、宿泊料は、札幌市を除く道内の市町村1万1,800円、札幌市1万3,000円、政

令指定都市を除く道外の市町村1万7,700円、東京都特別区及び札幌市を除く政令指定都市1万9,500円とし、食卓料は、午前5時30分前に出発900円、午後8時以降に到着1,700円に改め、備考3の道外の宿泊料は、別表に規定することから削るものであります。

次に、6ページを御覧願います。

第3条関係は、遠軽町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

別表第2は、支給区分を行政委員会委員、そして附属機関等委員の二つに分けるとともに、日当、宿泊料及び食卓料の額をそれぞれ規定するものであります。

行政委員会委員につきましては、日当を2,400円とし、宿泊料は、札幌市を除く道内の市町村1万800円、札幌市1万2,000円、政令指定都市を除く道外の市町村1万6,200円、東京都特別区及び札幌市を除く政令指定都市1万8,000円とし、食卓料は、午前5時30分前に出発800円、午後8時以降に到着1,600円に改め、附属機関等委員については、日当を2,200円とし、宿泊料は、札幌市を除く道内の市町村9,800円、札幌市1万1,000円、政令指定都市を除く道外の市町村1万4,700円、東京都特別区及び札幌市を除く政令指定都市1万6,500円とし、食卓料は、午前5時30分前に出発700円、午後8時以降に到着1,500円に改め、備考1として、特別職の区分を規定するとともに、備考3の道外の宿泊料が別表第2に規定することから削るものであります。

新旧対照表の前のページ、別紙の4ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 今、提案された議案について、まず、2点について質問いたします。

まず1点目、今回の提案については、我々議員のところも当然対象になっているわけがあります。にもかかわらず、常任委員会で説明されたのは、総務・文教常任委員会だけ事前説明がありましたけれども、我々に直接関わるものについて、なぜ総務・文教常任委員会だけにとどめたのか、そこら辺の理由について、まず1点目、お聞きしたい。

もう1点目は、先ほども説明がありましたけれども、平成17年の4町村合併以降改定されていないということが理由だということでもありますけれども、合併協議の際に、旅費の関係について、どういうふうにしていくのかについて、旧遠軽町では2段階に分かれていました。あとの旧白滝、丸瀬布、生田原については、一律同額の支給の条例になっていたということなのですから、どのような議論を経て、現行の一律同額の条例になっているのか、そこら辺のところを、まずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本信一君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木 浩君） まず、御質問の1点目についてでございますけれども、常任委員会への説明でございますけれども、本件につきましては、旅費の改正ということで、議員の旅費も含んだ形で議案の提案をさせていただいておりますけれども、所管であります総務・文教常任委員会のほうに御説明をすることで、常任委員会への説明ということで考えて、説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 舟木副町長。

○副町長（舟木淳次君） 2点目の合併協議においてどのような議論がなされたかについてでございますけれども、合併協議におきましても、調整については、国に準じて調整を行っております。給料、休暇含めて、国に準じて行っております。

その中で財政状況もあって、合併協議の前に、3町村、生田原、丸瀬布、白滝については、もともと区分がありましたけれども、一本化していたと。それは、それぞれの財政状況によって、既に改定されていたということでもあります。

その後、合併協議においては、国に準じて調整をしたものの、合併をするという状況にありますので、財政状況に応じて、国の6級以下の旅費と同様に改定をしたということでございます。

今回は、合併協議を経て、財政も安定していることから、国の現在の状況に合わせて改定をすることにしたというものでございます。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 1番目の関係については、この議案に直接関わりはありませんから、これ以上は言いませんけれども、いずれにしても、議運のほうで何とか処理をさせていただきたいと。

それで、2点目の関係ですけれども、財政状況が当時とはということで、財政が安定したからと、それが主な理由とお伺いしましたけれども、ただ、当時合併に携わったというか、関係者の方からもちらっと話を聞いてみたのですけれども、そのときの基本的な考え方というのは、特別職であろうが一般職であろうが、同じ人間として、例えば宿泊するにしても食事を取るにしても皆同じだろうという考え方もあって、一律だと言っておりましたが、今回はそれぞれ、見て分かりますとおり、特別職、行政委員会委員、そして一般職という3段階に分かれているということでもありますけれども、先ほど申し上げた、同じ人間としてという角度から見ても、一律にすべきだという合併時点での話を踏襲すべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（杉本信一君） 舟木副町長。

○副町長（舟木淳次君） 合併協議に携わっていた方、いろいろな立場の方がございます。私が把握している中においては、そういう議論は聞こえておりません。国に準じてやっております、旅費、ほかも含めて国に準じてやっております、旅費については、職責の

重さによって区分が分かれておりますので、現在、その職責の重さに応じて旅費を改定するというものでございます。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 3回目で、これが最後の質問になってしまいますけれども、例えば、今、副町長から言われたとおり、国の基準でということ、例えば7級相当職ですか、いわゆるそれぞれの各省庁の本省段階だと思っておりますけれども、7等級相当というのは、課長級以上ぐらいですか、いわゆる東大出あるいは京大出、こういうエリートの方々が7等級以上に恐らく該当するのではないかと思いますけれども、今、私が問題にしているのは、差をつけるべきではないのではないかとこの前提でお話をしておりますので、今までどおり一律でいいのではないかとこの観点からお話をしているわけで、7等級、いわゆる特別職というのは、それと同等の格付であるという認識というか、そういう基本的な考え方で、今、提案されているような旅費の差が、それぞれ3段階に分かれて当然という考え方でよろしいのですね。

○議長（杉本信一君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木 浩君） 特別職の部分につきましては、国家公務員の7級以上のランクが適当と判断しております。旅費を考える上では、国の7級以上が、特別職においてはふさわしいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほか、質疑ございませんか。

竹中議員。

○15番（竹中裕志君） 私、1点目に質問しようと思っていたことを佐藤議員が先にやられましたので、私からは二つ確認したかったのですが、先ほど総務課長の説明によりますと、近隣市町村を参照しながら、今回こういう体制を決めたということでありましたが、私は、これを聞いたのは民生常任委員会ではなくて、後でほかのルートからお聞きしたので、その後いろいろ資料を調べてみたら、この管内で2区分されたというか、今、佐藤議員が言われたように、一般職と町長ほか三役、それと私ら議員と、そういう分け方をしている市町村というのは、この近辺では見当たらなかったような気がするのですが、どこを参照されたのですか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えいたします。

他の自治体の区分分けをしているところの御質問でございますが、まず、オホーツク管内の状況でございますが、紋別市が区分分けをしております。また、滝上町についても区分分けをしているところでございます。

なお、遠軽町と同様の類似団体の状況でございますと、当別町が実施しております、余市町も実施しております。

また、このほか北海道におきましても、同様に区分分けをしている状況となっております。

ころでございます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 竹中議員。

○15番（竹中裕志君） それは分かりました。

実は私も、今回の条例改正で、一般職から見ましたら、議員も非常に優遇されていて、大きな差が出たということが大変心苦しく思っているわけでありまして、このことが、皆さんを信じていますけれども、職員の士気の低下だとか職員募集などに影響の出ないことを願っているところではありますが、私が調べたところでは、網走市だとか大空町、令和になってから改正したのですけれども、ここは一般職も町三役も同等な形で扱われているというか、そういう規定になっていたのです。

今、社会情勢に伴って、今回、議案を上げられたと思うのですけれども、今後、遠軽町の財政が許せば、再度このところの見直しというのは考えることを期待してもよろしいものですか。

○議長（杉本信一君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木 浩君） 今回の旅費の見直しにつきましては、国公準拠の考えを踏襲するような形で見直しをしておりますけれども、旅費の本来あるべき姿というところの意識を持って検討したつもりでございます。

また、職員の士気という部分もございましたけれども、見直しを検討するに当たりましては、職員組合とも協議をしまして、合意に至った内容で提案をさせていただいたところでございます。

また、今後についてでありますけれども、それは当然社会情勢の変化を常に見極めた上で、適切な旅費体系を維持していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） ほかがございませんか。

1番白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 今回の提案についてですが、そこには、食事、宿泊は、特別職は高く当然、一般職は低くてもいいという考え方になっていると思えるのですが、例えば今年の夏、我々議員の研修があります。その研修の際、我々が1万3,000円の札幌のホテルを取った場合、同じホテルに随行職員が泊まる場合、差額は2,000円となります。そういった場合、実費の支給はされるのでしょうか、お聞きします。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えいたします。

議会議員の皆様と職員と一緒に出張に行った際の宿泊料の考え方でございますが、一般職などが町長などに同行してということで、町長等には、議会議員も含めた形になりますが、同じ宿に宿泊しなければ公務上支障を来す場合につきましては、定額を超える場合に限り、上位の宿泊料の額を支給することができるという規定を規則において定めることを

予定しております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○1番（白幡隆一君） それでは同じ金額にしてもよろしいのではないかとと思いますが、どうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えいたします。

同じ金額にしてはということですが、先ほども副町長が答弁したとおりでございますが、やはり国の制度に準じるといった形の中で、国、北海道におきましても区分分けをしているところでございます。やはり職責の重さによりまして定額を区分しているものと認識しております。本町におきましても職責の重さを考慮しまして、区分分けを設定するところでございます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 昼食のため、13時30分まで休憩といたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

前島議員がどうやら遅れているようです。

それでは、議案第4号旅費の見直しに伴う関係条例の整備について、ほかに質問ございませんか。

白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 旅費の見直しについてお聞きします。遠軽町の旅費見直しの区分の中で、行政委員会委員というところがありますが、これは国の基準のどこに当てはまるのでしょうか、お聞きします。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えいたします。

行政委員会の委員の旅費の区分でございますが、国の旅費の額の区分でございますが、一般職が3級から6級以上の国の職員の適用をしております。また、その直近の上位の7級以上につきましては、町長、副町長、教育長、議会議員を適用しているところでございます。したがって、行政委員会委員につきましては、その真ん中を適用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） ほかがございませんか。

戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 二つに分けるといふ点ですけれども、今、物価高だったり、賃金

が上がらないということで、この状況の中で、言葉は悪いのですけれども、格差をつける  
と町民感情としても、まずいのではないかと思うのですが、どんなものでしょうか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えいたします。

旅費の区分を三つに分けるということですが、先ほども答弁しているとおり、  
旅費法に基づきまして、遠軽町旅費は規定しているところでありまして、国が6段階に区  
分している状況も踏まえまして、今回、3区分ということで規定しているところござい  
ます。あくまでも職責の重さに応じまして、旅費の区分を三つに分けたというところで  
ございます。

なお、旅費につきましては、手当ではなく、旅行に係る経費ということでございますの  
で、基本的には、実費支給かなと思いますけれども、そういった中で、遠軽町といたしま  
しては定額方式を採用しているということでございます。これは国と同様の形ございま  
す。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） ほかがございませんか。

山本議員。

○7番（山本 悟君） 2月21日、総務・文教常任委員会で説明は受けました。ただ、  
気になる点もありますし、確認も含めて質問させてください。

常任委員会で説明がありました令和6年度予算影響額ということで、76万8,000  
円の影響額と伺いました。この76万8,000円のうち、特別職と一般職のそれぞれの  
区分け、金額だとか比率が分かりましたら教えていただきたい。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えいたします。

令和6年度予算影響額の内訳でございますが、初めに、町長、副町長、教育長の影響額  
につきましては、合わせまして66万7,000円でございます。議会議員につきましては  
39万7,000円でございます。

次に、行政委員会委員につきましては、合計で6万3,000円となっているところで  
ございます。

次に、職員、そして附属機関委員、合わせました影響額につきましては35万9,00  
0円の減額となっているところでございます。この減額につきましては、日当の運転加  
算、先ほども御説明をさせていただきましたが、日当の運転加算の方法を見直したこと  
による影響額がおよそ80万円の減額ということでございます。

したがって、職員、附属機関の宿泊料などの増額分につきましては44万1,00  
0円と試算しているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 前島議員、出席です。

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 8番佐藤議員。

○8番(佐藤 昇君) 討論をお願いします。

○議長(杉本信一君) ただいま討論を求める発言がありましたので、これより、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番佐藤議員。

○8番(佐藤 昇君) 私は、反対の立場で意見を申し上げたいと思います。

私は、基本的には、旅費は3段階に分けて支給をすべきではないと思っています。

先ほどの平成17年の合併協議においてどうだったのかという私の質問に対する答弁の中で、財政問題があったからというような答弁がありましたけれども、私は、基本的には、町長、議員を含む特別職であろうと一般職であろうと、宿泊する行為や食事を取る行為は皆同じだろうという考え方がもともとのベースにあったものと判断をいたします。

今、物価高騰や、あるいはホテル代の値上がりという社会情勢の変化に伴い、旅費の増額そのものについては反対をするものではありません。理解をいたします。

先ほど戸松議員のほうから発言がありましたけれども、旅費は賃金ではありませんけれども、今、社会の流れは同一労働、同一賃額、格差解消という流れになっています。一部の自治体で段階分けされているところもありますが、極めて少数であります。そういう状況の中で、なぜあえて3段階に区分して増額しなければならないのか理解できません。

旅費に関する施行規則第12条(5)では、特別な事情がある場合、先ほどの白幡議員の質問もありましたけれども、宿泊料は実費支給できるということになっていることから、差をつける理由は見当たらないと考えます。

私ごとで恐縮でありますけれども、私が2期目のあるとき町民から、「議員をやって大分もうかりましたか」と言われたことがあります。冗談だったかもしれませんが、私はそのとき、「私はそんなつもりで議員をやっているわけではありません」と申し上げましたが、今回の案件とは全く、直接関係はありませんけれども、今、国や地方を問わず、議員等に対して厳しい目が向けられています。そういう状況の中で、地方議員の端くれとして、一般職の職員よりも高額な旅費等の支給を受けることに違和感を感じざるを得ませんし、一方で、また、町民の理解も得られないと考えます。

したがって、今回出された旅費の見直しに関する議案には反対いたします。

○議長(杉本信一君) 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

5番渡部議員。

○5番（渡部正騎君） 私からは、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、平成17年10月の合併以降、旅費の支給額の改定を今まで行っておらず、その間、物価上昇に加え円安や燃料費の高騰などの社会情勢の変化があり、全国的にも旅費規程の金額のみで賄えないケースが多くなっていたと伺っておりますし、ポストコロナで経済活動が活発になったのも宿泊費が高騰している一因ではないかと考えられており、今回の議案の提出については、情勢に合ったものと理解しております。

議論を深めるために、ここからは、2月に行われた総務・文教常任委員会であった意見を御紹介したいと思います。

まず、1点目として、一般職が道内の札幌以外の宿泊においては増額されていないことを確認しており、総務・文教常任委員会でも委員の方から増額してもよいのではという議論があったことを承知しております。この件は、後から私のほうでも調べたところ、国の旅費規程で、特定職員以外の地方の宿泊料が9,800円で、そちらに準じたものと理解しておりますし、どうしても宿泊費が不足する場合は、遠軽町職員の旅費に関する条例施行規則の第12条第1項第5号にあるように、実費支給も可能となっていることから、問題ないと認識しております。

また、今回の提案により、令和6年度の予算影響額は76万8,000円と、先ほど答弁もあったことと思いますが、また、副町長からの質疑の答弁において、遠軽町の財政は安定しているという話もありましたが、今後の行政改革なども予定されており、厳しい財政状況の中で、いかに現状との乖離をなくし、予算の影響を少なくするという意図も理解しております。

2点目として、同じく総務・文教常任委員会の中で、職責によって区別すべきでないという意見もありました。これは先ほども質疑の中であったところでございますけれども、こちらについても、旅費法でも職責に応じ区分が設けられており、こちらについて、国に準じていることも確認しております。

確かに近隣市町村で職責による区分を設けていない自治体があることも承知しておりますが、先ほどの質疑にもあったように、紋別市、当別町なども区分を設けている自治体もあり、今回の様々な検討により、国の基準に合わせたと理解しております。

委員会の争点はほかにもありましたが、おおむねこの2点が争点ではなかったかと理解しており、それぞれ国の基準に準じていることから、今回の旅費に関する条例の改正については、妥当であると理解しております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

山本議員。

○7番（山本 悟君） 本定例会に提案された議案第4号旅費の見直しに伴う関係条例の整理について、反対する立場から討論いたします。

今回、提案の旅費の見直し、現行の条例、遠軽町職員の旅費に関する条例と比較する

と、町長を含めた特別職と一般職員が同じ目的で出張した際、宿泊料、日当、食卓料に格差が生じることとなります。これは、私たち議員と議会事務局職員との間にも同じことが言えます。宿泊する、食事を取るという行為は皆さん同じであり、職務上格上だから旅費も高く、格下だから旅費に差がついてもやむを得ないという考えになってはいけないと思います。

私は、将来の遠軽町を背負って立つ職員の皆さんの気持ちや町民感情等を考えたとき、今回の提案に賛成することはできません。

以上です。

○議長（杉本信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） では、これで討論を終わります。

これより、議案第4号旅費の見直しに伴う関係条例の整備についてを採決いたします。

この採決は起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本信一君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第5号

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第5号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 議案第5号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について御説明いたします。

本条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の施行に伴い、町が指定する居宅介護支援事業者等の基準等を改正するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

別紙18ページの次、参考資料をお開き願います。

参考資料、遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、新旧対照表、第1条関係となります。

本条例は、国の定める同じ名称の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

主な改正内容につきましては、1点目として、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直しであります。

1ページ、第4条第2項、第3項に規定するものであります。

2点目は、管理者の兼務範囲の明確化であります。

1ページ、第5条第3項第2号に規定するものです。

3点目は、内容及び手続の説明及び同意の見直しで、説明対象を加え、公正中立性の確保のための取組の見直しを行っております。

1ページ、第6条第2項、第3項に規定するもので、項の追加に伴う項の整理も行っております。

4点目は、電磁記録媒体を指定する規制の見直しであります。

2ページ、第6条第5項第2号、4ページ、第33条に規定するものであります。

5点目は、身体的拘束等の適正化を推進するための規定の追加であります。

3ページ、第15条第2号の2、第2号の3、4ページ、第31条第2項第3号に規定するものです。

6点目は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施を可能とする規定の追加であります。

3ページ、第15条第15号に規定するものです。

7点目は、事業所の運営規定の概要等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づける規定の追加であります。

4ページ、第24条第3項に規定するものです。

次に、6ページを御覧ください。

遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、新旧対照表、第2条関係となります。

本条例は、国の定める同じ名称の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

主な改正内容につきましては、1点目は、経過措置期限の到来により完全廃止される指定介護療養型医療施設を挙げている本号を削る改正です。

6ページ、第6条第5項第11号、8ページ、第47条第3項第11号、15ページ、

第82条第6項、20ページ、第130条第7項第2号、22ページ、第151条第8項第3号、27ページ、第191条第7項第4号の規定であり、13ページ、第65条第2項については、法の引用を加える規定であります。

2点目は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の規定の追加です。

17ページ、第106条の2に規定するものです。

3点目は、協力医療機関との連携体制の構築に関する規定の追加です。

18ページ、第125条の第2項から第6項、21ページ、第147条第2項から第6項、23ページ、第165条の2、24ページ、第172条に規定するものです。

4点目は、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化に関する規定の追加です。

20ページ、第130条の第11項に規定するものです。

5点目は、ユニットケア施設管理者研修の受講の努力義務に関する規定の追加です。

25ページ、第187条第5項に規定するものです。

6点目は、看護小規模多機能型居宅介護のサービスの内容の明確化に関する規定です。

27ページ、第197条第1号に規定するものです。

ほかに、先に説明いたしました第1条関係の内容と同じものとして、管理者の兼務範囲の明確化、電磁記録媒体を指定する規制の見直し、身体的拘束等の適正化を推進するための規定の追加、重要事項の原則ウェブサイト掲載を義務づけの規定をするものです。

次に、30ページを御覧ください。

遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、新旧対照表、第3条関係となります。

本条例は、国の定める同じ名称の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等の係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の規定の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

主な改正内容につきましては、1点目として、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定受けることができるようになることに伴う所要の規定です。

30ページ、第3条、31ページ、第13条に規定するものです。

2点目として、利用料等の受領に関する規定の追加です。

31ページ、第11条第2項、第3項に規定するものです。

ほかに、先に説明いたしました第1条関係の内容と同じものとして、管理者の兼務範囲の明確化、内容及び手続の説明の同意の見直し、電磁記録媒体を指定する規制の見直し、身体的拘束等の適正化を推進するための規定の追加、テレビ電話装置等を活用したモニタリング、重要事項の原則ウェブサイト掲載の義務づけの規定をするものです。

次に、35ページを御覧ください。

遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、新旧対照表、第4条関係となります。

本条例は、国の定める同じ名称の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

主な改正内容につきましては、先に説明いたしました第2条関係の内容と同じものとして、管理者の兼務範囲の明確化、指定介護療養型医療施設についての規定、電磁記録媒体を指定する規制の見直し、重要事項の原則ウェブサイト掲載を義務づけ、身体的拘束等の適正化を推進するための規定の追加、協力医療機関との連携体制の規定をするものであります。

別紙に戻りまして、16ページになります。

附則としまして、第1項、施行期日は、令和6年4月1日であります。

経過措置としまして、第2項、重要事項の掲示から第5項、協力医療機関との連携に係る経過措置について、それぞれ規定するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第6号

○議長（杉本信一君） 日程第11 議案第6号遠軽町行政組織条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第6号遠軽町行政組織条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、ジオパークに関する事務分掌を総務部から経済部に異動するため、本条例を定

めるものであります。

ジオパークに関する事務は、現在、総務部のジオパーク推進課が所掌しておりますが、同課につきましては、令和5年度をもって廃止し、経済部の商工観光課がジオパークに関する事務を所掌するものであります。

ジオパーク推進課につきましては、ジオサイトやジオパーク交流センターを中心とした地域振興、観光振興に結びつける様々な取組を実施しているところでありますが、観光への結びつきによる波及効果が課題となっており、観光を所管する経済部の商工観光課が直接ジオパークに関する事務を担うことが適当と判断したところであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町行政組織条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料を御覧願います。

第2条、総務部の項、第11号「ジオパークに関すること」を削り、経済部の項、第3号として、「ジオパークに関すること」を加え、それぞれ各号を整理するものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町行政組織条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第12 議案第7号

○議長（杉本信一君） 日程第12 議案第7号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第7号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定を整理す

るため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料を御覧願います。

第2条は、給与に関する規定であり、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」で「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるものであります。

第27条の2は、災害派遣手当に関する規定であり、第1項中、「第44条」を「第26条の8」に改めるものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第8号

○議長（杉本信一君） 日程第13 議案第8号遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀住民生活課長。

○住民生活課長（古賀伸次君） 議案第8号遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、えんがるリサイクルセンターの供用開始に伴い、廃棄物取扱の区分を変更し、及び清掃手数料を改定するため、提案するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。参考資料を御覧ください。

別表第1の一般廃棄物収集運搬に係るもの、粗大ごみについて、「一辺の長さが最大1メートル以上2.5メートル未満のもの」を「一辺の長さが最大1メートル以上2メートル未満」に改め、直接搬入ごみの欄を削除し、産業廃棄物直接搬入ごみの金額について、「30円」から「80円」に改めるものです。

備考1については、「その他プラスチック」を「プラスチック製容器包装」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第9号

○議長（杉本信一君） 日程第14 議案第9号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀住民生活課長。

○住民生活課長（古賀伸次君） 議案第9号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、国民健康保険制度改革による令和12年度統一保険料率に向けて、遠軽町国民健康保険財政の安定化を目的に、保険税率を改定するほか、普通徴収による納期を改正するため提案するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。参考資料を御覧ください。

国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額、第3条については、「100分の6.21」に改めるものです。

国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額、第5条の2については、世帯区分ごとの額について、それぞれ改めるものです。

国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額、第6条については、「100分の2.32」に改めるものです。

介護納付金課税被保険者に係る所得割額、第8条については、「100分の1.69」に改めるものです。

納期、第12条については、「7月から翌年3月までの9期」に改めるものです。

次のページを御覧ください。

国民健康保険税の減額、第23条第1項については、被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額を軽減する額について定めるものであり、第1号は7割軽減について、第2号は5割軽減について、第3号は2割軽減について、世帯区分ごとの額について、それぞれ改めるものです。

別紙に戻りまして、附則第1項として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

第2項は、適用区分を定めています。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

前島議員。

○11番（前島英樹君） 1点質問をさせていただきます。

最後の納期の部分、今まで7月から12月までの6期を、7月から翌年3月までの9期とした理由については、国のほうで変わったのか、それとも独自の考えなのか、お聞かせください。

○議長（杉本信一君） 二瓶税務課長。

○税務課長（二瓶雄介君） 納期の関係につきましては、税務課のほうから説明したいと思います。

国民健康保険税の納期に関しましては、国で決めているものではございませんで、普通徴収については市町村が決めることとなります。今まで12月までの6期ということでやらせていただきましたけれども、このたびの改正、あと、令和12年度に向かいまして、税率が増えることが予想されますので、納めやすい形に変えようかと思ひまして、納期のほうを増やしたということでございます。

国保の場合、季節労働者の方も多うございますので、年度の途中で加入、特に季節労働者の場合、後半のほう、冬期間に入ってきますので、そうなりますと、納期が1回とか2回、非常に短い期間で5か月か6か月分を納付しなければならないということもありますので、納期を増やすことによって納めやすい環境をつくろうということで、納期のほうを増やしたところでございます。

○議長（杉本信一君） 前島議員。

○11番（前島英樹君） 例えば3月まで9期として納めるのか、それとも今までどおり12月までを6期として納めることを選択できるのかどうか、お聞かせください。

○議長（杉本信一君） 二瓶税務課長。

○税務課長（二瓶雄介君） 選択のほうはできません。1回で納めたいという方であれば、納付書が来たものを1回で納めるなり、何回かで納めていただくことになる。それは今までどおり、そういう部分に関しては変わらないと思います。

○議長（杉本信一君） 前島議員。

○11番（前島英樹君） 税制の部分でよく分からないのですが、個人事業主で確定申告をする場合、1月1日から12月までが期限で、そのうちの納めた国民健康保険料を社会保険料として控除できます。3月までにした場合、12月分までで、残りの3か月分に関しては、その前の年の確定申告で、社会保険料控除はできないということなのでしょうか、その判断をお聞かせください。

○議長（杉本信一君） 二瓶税務課長。

○税務課長（二瓶雄介君） 確定申告の社会保険料控除につきましては、例えば今でしたら、令和5年分となりますと、5年中に納めていただいた部分が社会保険料控除になりますので、今度から増えた部分の1月、2月、3月の納期に合わせて納めていただいた場合には、翌年分の社会保険料控除になるということになります。

○議長（杉本信一君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第10号

○議長（杉本信一君） 日程第15 議案第10号遠軽町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 議案第10号遠軽町介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

本条例につきましては、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率を改定するほ

か、普通徴収による納期を改正するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町介護保険条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

第2条第1項中、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、同項第1号中「3万円」を「2万7,300円」に、同項第2号中「3万7,200円」を「4万1,100円」に、同項第3号中「4万5,000円」を「4万1,400円」に改め、第9号の次に、新たに第10号から第13号として、それぞれ、令第38条第1項第10号に掲げる者「11万4,000円」、令第38条第1項第11号に掲げる者「12万6,000円」、令第38条第1項第12号に掲げる者「13万8,000円」、令第38条第1項第13号に掲げる者「14万4,000円」を加え、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万8,000円」を「1万7,100円」に、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万8,000円」を「1万7,100円」に、「3万円」を「2万9,100円」に、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万8,000円」を「1万7,100円」に、「4万2,000円」を「4万1,100円」に改め、第3条中「第7期 12月1日から同月25日まで」を「第7期 12月1日から同月25日まで」、「第8期 1月1日から同月31日まで」、「第9期 2月1日から同月末日まで」、「第10期 3月1日から同月31日まで」に改め、第4条第3項中「又は第8号口」を「第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「第38条第1項第1号から第8号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則としまして、第1項、施行期日は、令和6年4月1日であります。

第2項、経過措置としまして、この条例による改正後の遠軽町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度までの保険料については、なお従前の例によるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第11号

○議長（杉本信一君） 日程第16 議案第11号遠軽町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

二瓶税務課長。

○税務課長（二瓶雄介君） 議案第11号遠軽町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、遠軽町後期高齢者医療の保険料に係る普通徴収による納期を改正するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、遠軽町後期高齢者医療に関する条例、新旧対照表をお開き願います。

普通徴収に係る保険料の納期、第4条第1項の表2、第7期、1月1日から同月31日まで、第8期、2月1日から同月末日まで、第9期、3月1日から同月31日までを加えるものでありまして、現行の7月から12月までの6回の納期を7月から翌年3月までの9回の納期とするものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号遠軽町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第17 議案第12号

○議長（杉本信一君） 日程第17 議案第12号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 議案第12号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理するほか、所要の規定を整理するため提案するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例ですが、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお開き願います。

第6条第2項第4号イ中「第10条第1項」の次に、「又は第10条の2」を、「第28条の2において」の次に「これらの規定を」を加えるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第18 議案第13号

○議長（杉本信一君） 日程第18 議案第13号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 議案第13号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、遠軽町町営住宅長寿命化計画に基づき、伊吹高原団地愛棟の解体に伴い、関係規定を整理するため提案するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例ですが、改正の内容につきまして

は、参考資料により説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお開き願います。

別表第1、伊吹高原定住促進住宅C・F・愛・L棟の項中「伊吹高原定住促進住宅C・F・愛・L棟」を「伊吹高原定住促進住宅C・F・L棟」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第19 議案第14号

○議長（杉本信一君） 日程第19 議案第14号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第14号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について説明いたします。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、遠軽町公共下水道事業の事業計画の変更に伴い、排水人口を改正するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、次のページの参考資料の新旧対照表により説明いたしますので、次のページをお開き願います。

経営の基本について規定している第2条第3項第1号、遠軽処理区、イ中、排水人口「1万4,240人」を「1万4,190人」に改め、同項第2号、丸瀬布処理区、イ中、排水人口「1,130人」を「1,000人」に改め、同項第3号、白滝処理区、イ中、排水人口「460人」を「400人」に改めるものです。

前のページ、別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行する

ものです。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第14号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第20 議案第15号

○議長（杉本信一君） 日程第20 議案第15号遠軽町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第15号遠軽町水道事業給水条例の一部改正について説明いたします。

遠軽町水道事業給水条例の一部改正については、水道法の一部改正に伴い、所掌事務の移管に係る所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町水道事業給水条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により説明しますので、次のページをお開き願います。

給水装置の新設等の申込みについて規定している第6条第1項及び給水装置の基準違反に対する措置について規定している第37条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、水道技術管理者の資格について規定している第42条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、過料について規定している第44条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものです。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第15号遠軽町水道事業給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第21 議案第16号

○議長(杉本信一君) 日程第21 議案第16号遠軽町総合計画審議会条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中原企画課長。

○企画課長(中原 誉君) 議案第16号遠軽町総合計画審議会条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、遠軽町総合計画審議会の組織を改正するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町総合計画審議会条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明しますので、次のページの新旧対照表を御覧ください。

第3条第2項中「地域審議会の委員のうちから」を「町内に住所を有する者又は町内の事業所等に勤務する者で、次に掲げる者のうちから、」に改め、同項に第1号として、「町政について識見を有する者」、第2号として、「公募による者」の各号を加えるものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第16号遠軽町総合計画審議会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

14時35分まで休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

---

午後 2時34分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

---

### ◎日程第22 議案第17号

○議長（杉本信一君） 日程第22 議案第17号遠軽町障害者及び障害児移動支援事業条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 議案第17号遠軽町障害者及び障害児移動支援事業条例の一部改正について御説明いたします。

近年の物価高騰等による社会情勢の変化に伴い、障害者及び障害児移動支援事業の利用手数料の額を改定する必要があるため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町障害者及び障害児移動支援事業条例の一部を改正する条例。

改正内容は、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

参考資料、遠軽町障害者及び障害児移動支援事業条例、新旧対照表です。

別表の利用手数料を改正するもので、身体介護を伴わない場合、30分未満「80円」を「110円」に、30分以上1時間未満「150円」を「200円」に、1時間以上1時間30分未満「220円」を「280円」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則としまして、第1項、施行期日は、令和6年4月1日であります。

第2項、経過措置としまして、この条例の施行前に係る利用手数料等については、なお従前の例によるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第17号遠軽町障害者及び障害児移動支援事業条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 23 議案第 18 号

○議長（杉本信一君） 日程第 23 議案第 18 号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 議案第 18 号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例につきましては、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、町が指定する地域密着型サービス事業者の申請者の資格に関する規定を改正するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

参考資料、遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例、新旧対照表です。

第 3 条中「看護小規模多機能型居宅介護」を「法第 8 条第 23 項第 1 号に規定するもの」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 18 号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第19号

○議長（杉本信一君） 日程第24 議案第19号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） 議案第19号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴う改正であり、電磁的媒体や電気通信設備の活用を図るため、所要の規定を改正するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、次ページの参考資料、新旧対照表により御説明しますので、お開き願います。

第23条は、重要事項説明について、施設掲示以外にインターネット等により公衆への閲覧を規定するため、見出しの「掲示」を「掲示等」と改め、条文の「しなければならない」を新旧対照表、改正部のとおり改めるものです。

第53条は、磁気ディスク、シー・ディー・ロム等以外の電磁的媒体も活用できるよう、見出しの「電磁的記録」を「電磁的記録等」に改め、「同条第2項第3号」を新旧対照表、改正部のとおり改めるものです。

別紙にお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第19号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 25 議案第 20号

○議長（杉本信一君） 日程第 25 議案第 20号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第 20号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例において、引用する規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例として、それぞれ規定するものであります。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお開き願います。

遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、新旧対照表です。

定義の第 2 条関係です。

第 2 条に次の 2 号を加えます。「第 6 号、特定個人番号利用事務、法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。」「第 7 号、利用特定個人情報、法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。」

個人番号の利用範囲の第 4 条中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 2 項中「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めます。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、令和 5 年の法律第 48 号の施行の日から施行します。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 20号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第26 議案第21号

○議長（杉本信一君） 日程第26 議案第21号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第21号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

仮設工の変更及び概数数量の確定による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和5年度野上通野上橋長寿命化工事であります。

契約金額は、変更前、1億3,310万円、変更後、1億3,786万3,000円であります。

契約の相手方は、大同・日新特定建設工事共同企業体、代表者、遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役、今野政男、構成員、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役、遠藤利秀であります。

この工事につきましては、令和5年6月5日、株式会社管野組ほか5社により指名競争入札を行いまして、大同・日新特定建設工事共同企業体が1億3,310万円で落札をし、令和5年6月21日から着工、令和6年3月19日の完成を予定しているところであります。仮設工の変更及び概数数量の確定による設計変更に伴いまして、契約金額1億3,310万円を476万3,000円増の1億3,786万3,000円に変更するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第21号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 2 7 議案第 2 2 号

○議長（杉本信一君） 日程第 2 7 議案第 2 2 号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第 2 2 号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

仮設工の変更及び概数数量の確定による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和 5 年度南丸瀬布線共栄橋長寿命化工事であります。

契約金額は、変更前、1 億 7 4 7 万円、変更後、1 億 1, 0 6 1 万 6, 0 0 0 円でありま

す。  
契約の相手方は、管野・高橋特定建設工事共同企業体、代表者、遠軽町丸瀬布東町 9 8 番地、株式会社管野組、代表取締役社長、管野浩太郎、構成員、遠軽町丸瀬布東町 9 8 番地、株式会社高橋組、代表取締役、増田眞一であります。

この工事につきましては、令和 5 年 6 月 5 日、株式会社渡辺組ほか 6 社により指名競争入札を行い、管野・高橋特定建設工事共同企業体が 1 億 7 4 7 万円で落札をし、令和 5 年 6 月 2 1 日から着工、令和 6 年 3 月 1 9 日の完成を予定しているところでありますが、仮設工の変更及び概数数量の確定による設計変更に伴いまして、契約金額 1 億 7 4 7 万円を 3 1 4 万 6, 0 0 0 円増の 1 億 1, 0 6 1 万 6, 0 0 0 円に変更するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 2 2 号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

説明員入替えのため、暫時休憩します。

午後 2 時 4 8 分 休憩

---

午後 2 時 5 0 分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

◎日程第28 議案第23号から日程第32 議案第27号

○議長（杉本信一君） 日程第28 議案第23号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）、日程第29 議案第24号令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第30 議案第25号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）、日程第31 議案第26号令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）、日程第32 議案第27号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）、以上、議案5件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第23号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）について説明いたします。

令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,986万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を183億1,835万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」により説明いたします。

地方債の廃止及び変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

2款地方譲与税につきましては、3項森林環境譲与税に62万4,000円を追加し、総額を2億2,362万4,000円とするものです。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金に27万6,000円を追加し、総額を427万6,000円とするものです。

11款地方交付税につきましては、1項地方交付税に1億8,514万4,000円を追加し、総額を73億3,514万4,000円とするものです。

13款分担金及び負担金につきましては、1項分担金に65万8,000円を追加、2項負担金を29万9,000円減額し、総額を7,779万3,000円とするものです。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金を193万1,000円減額、2項国庫補助金に2,211万1,000円追加し、総額を20億8,413万9,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、1項道負担金に427万円を追加、2項道補助金を261万3,000円減額、3項委託金を355万6,000円減額し、総額を6億8,193万円とするものです。

17款財産収入につきましては、1項財産運用収入に15万円を追加、2項財産売払収入に1,622万8,000円を追加し、総額を1億4,393万円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に1,278万5,000円を追加し、総額を1億2,580万7,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を5億5,115万2,000円減額し、総額を7億3,528万5,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に2億9,532万9,000円を追加し、総額を5億9,227万6,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入に457万5,000円を追加し、総額を2億8,872万8,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債を2,246万2,000円減額し、総額を29億2,183万8,000円とするものです。

これにより、歳入合計183億5,821万4,000円から3,986万3,000円を減額し、総額を183億1,835万1,000円とするものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に4,030万1,000円を追加、4項選挙費を391万8,000円減額し、総額を43億7,192万円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に55万2,000円を追加、2項児童福祉費に1,592万7,000円を追加し、総額を36億4,896万8,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費を2,268万8,000円減額、2項清掃費を9,703万4,000円減額し、総額を22億4,301万7,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費を129万9,000円減額、2項林業費を1,559万5,000円減額し、総額を5億2,733万1,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に86万6,000円を追加し、総額を5億7,456万円とするものです。

8款土木費につきましては、2項道路橋梁費を7,098万1,000円減額、3項河川費を58万4,000円減額、4項都市計画費を220万9,000円減額、5項下水道費を475万2,000円減額、6項住宅費を1,100万5,000円減額し、総額を17億3,421万7,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費を2,490万7,000円減額し、総額を6億750万9,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費を206万6,000円減額、2項小学

校費に9,059万9,000円を追加、3項中学校費に7,951万2,000円を追加、5項社会教育費を301万3,000円減額、6項保健体育費を593万7,000円減額し、総額を18億561万4,000円とするものです。

12款公債費につきましては、1項公債費を163万2,000円減額し、総額を26億5,276万8,000円とするものです。

これにより、歳出合計183億5,821万4,000円から3,986万3,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の183億1,835万1,000円とするものです。

次に、第2表、繰越明許費補正について説明いたします。

3ページを御覧ください。

繰越明許費の追加につきましては、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業611万6,000円、4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業46万7,000円、6款農林水産業費1項農業費、畑地帯総合整備事業2,639万1,000円について、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。繰越明許費の変更につきましては、10款教育費2項小学校費、小学校建設事業の金額を1億2,797万1,000円に、3項中学校費、中学校建設事業の金額を8,824万1,000円に変更するものです。

次に、第3表、地方債補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

地方債の廃止につきましては、除雪機械整備事業を廃止するものです。

5ページを御覧ください。

地方債の変更につきましては、新庁舎整備事業から一般単独災害復旧事業までの限度額を、それぞれ記載のとおり変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

なお、今回の補正では、事業の完了や執行見込みによる減額等が主な内容となりますので、執行見込み等による補正につきましては、事業名と金額のみの読上げとさせていただきますので、御了承ください。

15ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、総務一般経費132万5,000円の減額、職員研修事業110万9,000円の減額です。

2目文書広報費につきましては、広報事業30万円の減額です。

5目財産管理費につきましては、本庁舎管理事業231万6,000円の減額、新庁舎整備事業623万7,000円の減額、ラジオ聴取環境整備事業21万3,000円の減額です。

6目企画費につきましては、企画一般経費709万2,000円の減額、移住・定住促

進事業120万1,000円の減額、地域拠点施設整備事業749万4,000円の減額です。ふるさと納税促進事業につきましては、寄附額の増加が見込まれるため、615万円の追加です。

10目自治振興費につきましては、生活安全灯管理事業1,128万8,000円の減額です。

17ページをお開き願います。

11目電算管理費につきましては、電算システム管理事業121万円の減額です。

12目エネルギー対策費につきましては、エネルギー対策事業60万円の減額です。

15目基金運営費、基金運営事業につきましては、預金利子により、財政調整基金積立金14万1,000円を追加、普通交付税の追加交付により、減債基金積立金4,108万3,000円を追加、指定寄附金、ふるさと納税寄附金及び基金利子により、まちづくり振興基金積立金に668万5,000円を追加、まち・ひと・しごと創生基金積立金に企業版ふるさと納税3件分の50万円を追加、森林環境譲与税基金積立金62万7,000円の追加です。

16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、コロナ禍における物価高、原油高騰により、経済的に影響を受けている指定管理者の燃料及び電気料の高騰による負担を軽減するため、遠軽地域社会体育施設指定管理者に助成金を支給するもので、公共施設等原油価格高騰対策助成金800万円の計上です。

17目物価高騰対策費、物価高騰対応重点支援事業につきましては、物価高騰により経済的に影響を受けている指定管理者の事業継続を支援するため、助成金を支給するもので、公共施設等物価高騰対策助成金1,650万円については、道の駅遠軽森のオホーツク及び生田原コミュニティセンターに800万円ずつ、道の駅しらたきに50万円を支給するものです。牧野資材価格高騰負担軽減助成金100万円は、公共牧野利用料の負担増加を抑えるため、遠軽町牧野指定管理者に支給するものです。

19ページをお開き願います。

4項選挙費2目知事及び道議会議員選挙費、知事及び道議会議員選挙一般事務費につきましては、391万8,000円の減額です。

21ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、財源の振替です。

4目医療助成費につきましては、重度心身障害者医療費助成事業314万7,000円の減額、ひとり親家庭等医療費助成事業121万円の追加、乳幼児等医療費助成事業248万9,000円の追加です。

23ページをお開き願います。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、子ども・子育て支援事業1,592万7,000円の追加です。

25ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、財源の振替です。

2目母子保健費、妊産婦健診事業につきましては、産後ケア事業の実施機関となる遠軽厚生病院において、人員不足等により、受入体制を構築することが困難であることから、事業実施を見送ったため、産後ケア開設整備事業補助金363万4,000円の減額です。母子保健推進事業624万2,000円の減額です。

3目予防費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,681万2,000円の減額です。

4目環境衛生費、上水道事業400万円につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける公営企業の経営安定化を図るため、支援に係る経費を追加するものです。

27ページをお開き願います。

2項清掃費につきましては、1項清掃総務費、リサイクル推進事業1,065万6,000円の減額、2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業8,714万9,000円の減額、3目し尿処理費、し尿処理事業77万1,000円の追加です。

29ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費、畑地帯総合整備事業につきましては、国の事業調整等により、排水路整備に係る費用を令和6年度に繰り越すため、安国地区道営土地改良事業負担金2,380万1,000円を追加するものです。

なお、令和5年度事業による予算執行残の259万円を加え、2,639万1,000円を繰越明許費とするものです。

営農飲雑用水整備事業につきましては、2,510万円の減額です。

31ページをお開き願います。

2項林業費1目林業振興費につきましては、町有林整備事業969万9,000円の減額、森林経営管理事業589万6,000円の減額です。

33ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、企業振興促進助成事業につきましては、新たな助成対象の企業が増えたことにより、企業振興促進補助金86万6,000円の追加です。

35ページをお開き願います。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費につきましては、道路台帳整備事業20万4,000円の減額、道路橋梁総務一般経費528万4,000円の減額です。

2目道路橋梁維持費につきましては、道路橋梁維持事業1,326万2,000円の減額です。除排雪事業3,317万6,000円の減額につきましては、小型除雪車の購入を見送ったため、備品購入費の減額です。

3目道路橋梁新設改良費につきましては、道路新設改良事業1,905万5,000円の減額です。

37ページをお開き願います。

3項河川費1目河川総務費につきましては、河川管理事業58万4,000円の減額です。

39ページをお開き願います。

4項都市計画費1目都市計画総務費につきましては、都市計画総務一般経費61万6,000円の減額、地籍整備事業159万3,000円の減額です。

41ページをお開き願います。

5項下水道費1目公共下水道費、下水道事業につきましては、個別排水処理事業特別会計繰出金275万2,000円を減額し、下水道事業会計繰出金につきましては、執行見込みにより600万円を減額するところを、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける公営企業の経営安定化を図るための支援金として400万円を支給することから、差引き200万円を減額するものです。

43ページをお開き願います。

6項住宅費1目住宅管理費につきましては、定住促進住宅管理事業403万7,000円の減額です。

2目住宅建設費につきましては、町営住宅建設事業696万8,000円の減額です。

45ページをお開き願います。

9款消防費1項消防費1目消防費につきましては、消防事業2,490万7,000円の減額です。

47ページをお開き願います。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費につきましては、スクールバス運行事業206万6,000円の減額です。

49ページをお開き願います。

2項小学校費1目学校管理費、小学校管理一般経費につきましては、原油価格の高騰により、燃料費403万2,000円の追加です。

2目教育振興費につきましては、要保護・準要保護児童援助事業246万5,000円の減額、小学校特別支援教育就学奨励事業64万8,000円の減額です。

3目学校建設費、小学校建設事業8,968万円につきましては、事業費の確定による減額のほか、小学校にエアコンを整備するため、学校施設環境改善工事1億1,743万3,000円を計上するものです。

51ページをお開き願います。

3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費につきましては、原油価格の高騰により、燃料費280万1,000円の追加です。

2目教育振興費につきましては、要保護・準要保護生徒援助事業282万6,000円の減額、中学校特別支援教育就学奨励事業26万7,000円の減額です。

3目学校建設費、中学校建設事業7,980万4,000円につきましては、事業費の確

定による減額のほか、中学校にエアコンを整備するため、学校施設環境改善工事 8,058万5,000円を計上するものです。

53ページをお開き願います。

5項社会教育費1目社会教育総務費につきましては、文化祭事業8万円の減額です。

3目公民館費につきましては、地域公民館管理運営事業293万3,000円の減額です。

55ページをお開き願います。

6項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費助成事業につきましては、補助金の申請数増加により63万円を追加するものです。保健体育一般経費は656万7,000円の減額です。

57ページをお開き願います。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費については、財源の振替です。

59ページをお開き願います。

12款公債費1項公債費1目元金につきましては、公債費償還元金336万8,000円の追加です。

2目利子につきましては、公債費償還利子500万円の減額です。

次に、歳入について説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款地方譲与税3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税につきましては、62万4,000円の追加です。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項国有提供施設等所在市町村助成交付金1目国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、27万6,000円の追加です。

11款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税につきましては、普通交付税1億8,514万4,000円の追加です。

13款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金につきましては、道営土地改良事業分担金65万8,000円の追加です。

2項負担金4目土木費負担金につきましては、旭トンネル点検事業負担金29万9,000円の減額です。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、施設型給付費負担金1,110万円の追加、施設等利用給付負担金22万9,000円の追加です。

2目衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,326万円の減額です。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,213万7,000円の追加です。

3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

費補助金355万2,000円の減額、妊娠出産子育て支援交付金412万1,000円の減額です。

4目農林水産業費国庫補助金につきましては、農地耕作条件改善事業補助金1,391万5,000円の減額です。

5目土木費国庫補助金につきましては、橋梁長寿命化補修事業補助金133万7,000円の減額、除雪機械購入費交付金は、小型除雪車の購入を見送ったため、2,053万3,000円の減額、道路改良事業交付金829万9,000円の減額、地域住宅交付金164万6,000円の追加です。

6目教育費国庫補助金につきましては、要保護児童生徒就学援助費補助金1万3,000円の減額、特別支援教育就学奨励費補助金50万円の減額、学校施設環境改善交付金は、国の補正予算による小・中学校のエアコン整備に伴い、6,059万8,000円の追加です。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金につきましては、施設型給付費負担金418万2,000円の追加、施設等利用給付負担金11万5,000円の追加です。

3目土木費道負担金につきましては、地籍調査事業費負担金2万7,000円の減額です。

11ページをお開き願います。

2項道補助金2目民生費道補助金につきましては、ひとり親家庭等医療給付事業補助金60万5,000円の追加、重度心身障害者医療給付事業補助金157万3,000円の減額、乳幼児等医療給付事業補助金124万4,000円の追加です。

3目衛生費道補助金につきましては、出産子育て応援事業費補助金106万円の減額です。

4目農林水産業費道補助金につきましては、水利施設等保全高度化事業補助金45万8,000円の追加、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金18万1,000円の追加、森林環境保全整備事業補助金246万8,000円の減額です。

3項委託金1目総務費委託金につきましては、知事及び道議会議員選挙費委託金391万8,000円の減額です。

3目農林水産業費委託金につきましては、道営事業補助監督等業務委託金36万2,000円の追加です。

17款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金につきましては、基金利子15万円の追加です。

2項財産売払収入2目物品売払収入につきましては、木材の売払い実績により、生産物売払代金1,622万8,000円の追加です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金につきましては、まちづくり振興資金等に対し、12件、107万3,000円の指定寄附を頂いたものです。

3目ふるさと納税寄附金1,171万2,000円につきましては、ふるさと納税寄附額

の増加により、1,121万2,000円を追加するとともに、企業版ふるさと納税として3件、50万円の寄附を頂いたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては2億4,104万4,000円を減額、2目減債基金繰入金につきましては3億円を減額、3目まちづくり振興基金繰入金につきましては438万6,000円を減額、6目森林環境譲与税基金繰入金につきましては572万2,000円を減額です。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、前年度繰越金2億9,532万9,000円の追加です。

21款諸収入5項雑入6目雑入につきましては、消防庁舎建設に関連する工事等の精算により、遠軽地区広域組合負担金697万5,000円の追加、国際交流支援事業助成金240万円の減額です。

22款町債1項町債につきましては、1目総務債2,240万円の減額、2目民生債160万円の追加、3目衛生債7,420万円の減額、4目農林水産業債1,170万円の追加、5目土木債4,780万円の減額、6目消防債430万円の減額、7目教育債1億620万円の追加、8目過疎地域持続的発展特別事業債60万円の減額、9目臨時財政対策債1,126万2,000円の減額、10目災害復旧債1,860万円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 議案第24号令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,292万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億7,659万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に435万8,000円を追加し、総額を5億6,363万2,000円とするものです。

7款財産収入につきましては、1項財産運用収入に2,000円を追加し、総額を1万9,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、2項基金繰入金を1,660万7,000円減額し、総額を3億3,719万4,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に8,516万8,000円を追加し、総額を1億1,574万9,000円とするものです。

これにより、歳入合計22億367万2,000円に7,292万1,000円を追加

し、総額を22億7,659万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費に1,300万円を追加し、総額を20億1,834万8,000円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費に556万円を追加し、総額を1億3,073万3,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、1項基金積立金に5,436万1,000円を追加し、総額を5,437万8,000円とするものです。

これにより、歳出合計22億367万2,000円に7,292万1,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の22億7,659万3,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス等給付費1,300万円につきましては、実績見込精査に伴う追加でありまして、居宅介護等福祉用具購入費に600万円、居宅介護等住宅改修費に400万円、居宅介護サービス等計画給付費に300万円をそれぞれ追加するものです。

3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目サービス事業費556万円につきましては、実績見込精査に伴う介護予防サービス等事業費の追加です。

4款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金5,436万1,000円につきましては、介護給付準備基金積立金の追加です。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

4款国庫支出金2項国庫補助金3目保険者機能強化推進交付金191万7,000円につきましては、実績精査に伴う追加です。

4目介護保険保険者努力支援交付金244万1,000円につきましては、実績精査に伴う追加です。

7款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金2,000円につきましては、基金利子の追加です。

8款繰入金2項基金繰入金1目介護給付準備基金繰入金1,660万7,000円の減額につきましては、繰越金充当によるものです。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金8,516万8,000円につきましては、令和4年度介護サービス等給付費の実績精査による前年度繰越金の追加です。

説明は、以上で終わります。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第25号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ576万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,101万4,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表地方債補正」により説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

3款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を275万2,000円減額し、総額を2,238万3,000円とするものです。

4款繰越金につきましては、1項繰越金に4万2,000円を追加し、総額を4万3,000円とするものです。

5款諸収入につきましては、1項雑入に194万8,000円を追加し、総額を294万8,000円とするものです。

6款町債につきましては、1項町債を500万円減額し、総額を4,130万円とするものです。

これによりまして、歳入合計7,677万6,000円から576万2,000円を減額し、総額を7,101万4,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたしますので、次のページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、1項個別排水処理費を576万2,000円減額し、総額を6,299万1,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計7,677万6,000円から576万2,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の7,101万4,000円とするものです。

次に、第2表、地方債補正について説明いたします。

3ページを御覧願います。

個別排水処理施設整備事業につきましては、事業の執行精査により、限度額を4,630万円から4,130万円に変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款個別排水処理費1項個別排水処理費1目一般管理費、一般管理事業4万3,000円の減額につきましては、事業の執行精査により手数料を減額するものです。

2目個別排水処理施設整備費、個別排水処理施設整備事業571万9,000円の減額につきましては、事業の執行精査により、個別排水処理施設整備工事設計業務委託料及び

個別排水処理施設整備工事をそれぞれ減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

7ページを御覧願います。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金275万2,000円の減額につきましては、一般会計繰入金の減額です。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金4万2,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

5款諸収入1項雑入1目雑入194万8,000円につきましては、消費税及び地方消費税の確定申告に伴う雑入の追加です。

6款町債1項町債1目個別排水処理事業債500万円の減額につきましては、個別排水処理施設整備事業債の減額です。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

第2条は、令和5年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款水道事業収益第2項営業外収益に445万8,000円を追加、第3項特別利益に5万8,000円を追加し、総額を6億5,099万5,000円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中「2億9,398万3,000円」を「2億5,927万6,000円」に、「2億8,403万8,000円」を「2億4,931万9,000円」に、「994万5,000円」を「995万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を1,560万円減額、第2項国庫補助金を232万1,000円減額、第4項工事負担金を2,141万4,000円減額、第6項固定資産売却代金を4万6,000円を追加し、総額を4億1,304万7,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を3,899万6,000円減額、第3項他会計貸付金を3,500万円減額し、総額を6億7,232万3,000円とするものです。

第4条は、予算第5条の表、起債の限度額欄中「3億3,490万円」を「3億1,930万円」に改めるものです。

第5条は、予算第8条中、企業債償還の次に、「並びに原水及び浄水処理費」を加え、「5,093万8,000円」を「5,493万8,000円」に改めるものです。

次の1ページから2ページは実施計画、3ページはキャッシュ・フロー計算書、4ページから5ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入、1款水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金1節一般会計補助金400万円は、エネルギー価格高騰対策支援に係る一般会計繰入金の追加によるもの、5目雑収益1節その他雑収益45万8,000円は、豊里配水池用地の一部について、一般国道450号遠軽町遠軽上湧別道路工事用地として売払いをする際の立木代金を追加するもの。

3項特別利益1目固定資産売却益1節固定資産売却益5万8,000円は、同じく豊里配水池用地の一部について、一般国道450号遠軽町遠軽上湧別道路工事用地として売払いするもので、固定資産評価額超過分を追加するものです。

次に、7ページを御覧願います。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節水道事業債1,560万円の減額につきましては、事業の執行精査による水道事業債の減額です。

2項国庫補助金1目国庫補助金1節国庫補助金232万1,000円の減額は、野上橋送水管布設替工事の執行精査による生活基盤施設耐震化等補助金の減額です。

4項工事負担金1目工事負担金2節配水管負担金2,141万4,000円の減額は、生田原安国水道管仮設工事の事業中止及び生田原水穂水道管移設工事の事業執行精査による工事補償金の減額です。

6項固定資産売却代金1目固定資産売却代金1節固定資産売却代金4万6,000円は、豊里配水池用地の一部について、一般国道450号遠軽町遠軽上湧別道路工事用地として売払いするもので、固定資産評価額分を追加するものです。

次に、8ページを御覧願います。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目拡張費23節工事請負費69万6,000円の減額は、事業の執行精査による野上橋送水管布設替工事の減額です。

2目配水管布設費17節委託料436万7,000円の減額は、事業の執行精査による豊里44号道路水道管移設設計業務委託ほかの減額、23節工事請負費2,304万6,000円の減額は、事業の執行精査による水道管布設工事の減額となります。

3目固定資産取得費4節機械及び装置取得費462万円の減額は、事業の執行精査による生田原浄水設備整備工事の減額です。

3項他会計貸付金1目他会計貸付金1節他会計貸付金3,500万円の減額は、下水道事業の執行精査による下水道事業長期貸付金の減額です。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

続きまして、議案第27号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

第2条は、令和5年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款下水道事業収益第2項営業外収益を1,137万5,000円減額し、総額を10億305万9,000円とするものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用を4,225万円減額、第2項営業外費用を50万円減額し、総額を9億9,569万1,000円とするものです。

第3条は、予算第4条、本文括弧書き中「2億6,758万9,000円」を「2億9,778万2,000円」に、「233万2,000円」を「2,312万4,000円、当年度利益剰余金処分数額457万3,000円、減債積立金482万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を1,450万円減額、第2項国庫補助金に91万9,000円を追加、第4項他会計借入金を3,500万円減額し、総額を2億4,516万9,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を1,838万8,000円減額し、総額を5億4,295万1,000円とするものです。

第4条は、予算第6条の表、起債の限度額の欄中「7,380万円」を「5,930万円」に改めるものです。

第5条は、予算第8条を削除と改めるものです。

第6条は、予算第10条中「3億5,910万1,000円」を「3億6,310万1,000円」に改めるものです。

第7条は、予算第11条に定めた利益剰余金の処分の規定を、繰越利益剰余金2,312万4,000円及び当年度利益剰余金457万3,000円は、次のとおり処分するものと定める。(1)減債積立金に改めるものです。

次の1ページから2ページは実施計画、3ページはキャッシュ・フロー計算書、4ページから5ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金1節一般会計補助金400万円は、エネルギー価格高騰対策支援に係る一般会計繰入金の追加です。

3目国庫補助金1節国庫補助金1,937万5,000円の減額は、事業の執行精査による社会資本整備総合交付金の減額です。

6目消費税及び地方消費税還付金1節消費税及び地方消費税還付金400万円は、消費税等確定申告時の仕入控除税額の増加による消費税及び地方消費税還付金の追加です。

次に、支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用2目処理場費17節委託料4,225万円の減額は、遠軽下水処理センター等運転及び維持管理業務委託ほか各種委託業務費の執行精査による減額です。

2項営業外費用2目消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税50万円の減額

は、消費税等確定申告時の仕入税額控除の増加による消費税及び地方消費税の減額です。

次に、7ページを御覧願います。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節下水道事業債1,450万円の減額は、公共下水道管渠工事の執行精査による企業債の減額です。

2項国庫補助金1目国庫補助金1節国庫補助金91万9,000円は、公共下水道管渠工事の事業調整による社会資本整備総合交付金の追加です。

4項他会計借入金1目他会計借入金1節その他会計借入金3,500万円の減額は、事業の執行精査による水道事業長期借入金の減額です。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠整備費23節工事請負費1,169万6,000円の減額は、事業の執行精査による公共下水道管渠工事ほかの減額、27節補償金147万4,000円の減額は、事業の執行精査による支障物件移設補償金の減額、31節負担金521万8,000円の減額は、事業の執行精査による水道管移設工事負担金の減額です。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案5件の質疑を行います。

質疑は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第23号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、15ページから20ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款民生費、21ページから24ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 4款衛生費、25ページから28ページ。

戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 26ページの母子保健費の妊産婦健診事業で、私、民生で聞いた記憶はあるのですが、厚生病院でできなくなったというのは聞いた記憶があるのですが、令和5年度から厚生病院に変わったはずなのですが、やられていないということなのですけれども、産後ケアについては、どこかでやってもらえるのかを聞き忘れたのですけれども、もし分かれば、お願いします。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） ただいまの御質問にお答えします。

産後ケアの開設事業補助金の363万4,000円の減額につきましては、当初、デイサービス型として実施に向けて、遠軽厚生病院の準備が整い次第、開設場所の整備を行うことで予算計上しておりましたが、先ほど説明のとおり、遠軽厚生病院との間で、人員不

足等の理由で開設に向けた体制を整えることが困難となったことから、院内の事業実施場所の整備を見送ることとなったため、執行精査により減額したものであります。

産後ケア事業につきましては、デイサービス型とホームヘルプ型の二通りがありまして、ホームヘルプ型については、予算計上どおり、現在も実施しているところであります。令和6年度以降につきましても実施することとしております。

デイサービス型につきましては、先ほどの説明のとおり、令和5年度につきましては実施しておりませんが、令和6年度以降の実施に向けて、ただいま遠軽厚生病院と調整を図っているところであります。

以上であります。

○議長（杉本信一君） ほか、衛生費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 6款農林水産業費、29ページから32ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 7款商工費、33ページから34ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 8款土木費、35ページから44ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 9款消防費、45ページ、46ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 10款教育費、47ページから56ページ。

白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 10款教育費、工事請負費、50ページ、小学校建設事業、学校施設環境改善工事と、同じく10款教育費、52ページ、中学校建設事業、学校施設環境改善工事についてなのですが、両件ともエアコンの工事だと思いましたが、エアコンの種類、簡易型なのか室外機がついているのかということと、工期ですが、いつ始まって、いつ完了して、いつ稼働されるか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） 御質問にお答えいたします。

まず、エアコンの種類のところだと思いましたが、ルームエアコン、いわゆる外に室外機1台と室内に置く室内機を計画しております。

それから、完了につきましては、令和6年度中の完成を目指しております。稼働につきましては、完了後ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 今のページ数と同じ、小学校、中学校の学校施設環境改善工事の関係なのですが、今、課長のほうから、実際の完了は6年度中ということなのです。

けれども、それしか答えられないのか、学校関係者からも、できるだけ早くしてもらいたいという声なども上がっておりまして、ここら辺のところはもう少し具体的に、なかなか難しいのかもしれないけれども、ならないのかどうか、答えられないのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） お答えいたします。

重複するかもしれませんが、まず、物品の調達ですとか、工事業者の集中ですとか、場合によっては変圧器の更新ということも考えられます。したがって、今年の夏の部分については厳しい状況ではありますが、令和6年度中の完成を予定しているところで

以上です。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 夏に間に合わないかもしれないということなのですが、例えば、その間どうやって暑さ対策をしようとしているのか、そこのところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） お答えいたします。

今年の夏の部分については、令和5年度の夏の対応が、いろいろ工夫された取組が各学校で行われておりますので、そういったものを参考にしながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 11款災害復旧費、57ページ、58ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 12款公債費、59ページ、60ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

2款地方譲与税、9ページ、10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、9ページ、10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 11款地方交付税、9ページ、10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 13款分担金及び負担金、9ページ、10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 15款国庫支出金、9ページ、10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 16款道支出金、9ページから12ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 17款財産収入、11ページ、12ページ。

山本議員。

○7番(山本 悟君) 物品売払収入1,622万8,000円となっていますが、物品売払というものは、何を指しているのか教えてください。

○議長(杉本信一君) 広瀬農政林務課長。

○農政林務課長(広瀬淳次君) 御質問でございますが、物品売払収入1,622万8,000円でございますけれども、これは、町有林の生産物売払代金ということで、主伐事業を行っております、事業量が増加したということでございまして、売払代金が増となっております。

以上です。

○議長(杉本信一君) 山本議員。

○7番(山本 悟君) 地域に何か所かある町有林の売払いでよろしいのでしょうか。

○議長(杉本信一君) 広瀬農政林務課長。

○農政林務課長(広瀬淳次君) 地域については、遠軽地区、生田原地区、丸瀬布地区となっております。

以上です。

○議長(杉本信一君) ほか、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 18款寄附金、11ページ、12ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 19款繰入金、11ページ、12ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 20款繰越金、11ページ、12ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 21款諸収入、11ページ、12ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 22款町債、11ページから14ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、第2表繰越明許費補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、第3表地方債補正、4ページ、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、8ページ、9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 3款地域支援事業費、10ページ、11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 4款基金積立金、12ページ、13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 7款財産収入、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 8款繰入金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 9款繰越金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

1款個別排水処理費、9ページ、10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。

3款繰入金、7ページ、8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 4款繰越金、7ページ、8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 5款諸収入、7ページ、8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 6款町債、7ページ、8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、第2表地方債補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 資本的収入及び支出、7ページ、8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 資本的収入及び支出、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第27号の質疑を終わります。

以上で、議案5件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案5件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第23号令和5年度遠軽町一般会計補正予算(第11号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後 3時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署 名 議 員 佐藤 昇

署 名 議 員 佐藤 和徳